

十分申した積りであります。それで御了承を願ひたい。」

島田三郎君 「それでは、名前を御聞きにならず、ロイテルの通信者が強請つたと云ふ事情を、御聞きならぬのですか。」

海軍大臣(男爵齋藤實君) 「それは知つて居ります。知つて居りますが、申上げずとも、あなたの御承知通りでありますから………」

島田三郎君 「私は、あなたの御口から承りたい。」

海軍大臣(男爵齋藤實君) 「あなたが御承知でありますから、私が申上げる必要はありません。」

島田三郎君 「私は承知して居りますが、有るか無いか承りたい。無いのであるか、有るのであるか、承りたい。」

【「あると言つて居る」と呼ぶ者あり】

島田三郎君 「あなたは有ると御承知である、それ故に………」

海軍大臣(男爵齋藤實君) 「さう申したじやありませんか。」

島田三郎君 「宜しうございます。それで洵に明白になつた。(笑聲起る)あのブレーなる無頼の徒が我帝國を辱しめ、更に政府を強請せんとして居る。私よりは早く海軍大臣は御承知である。それを無實なりとして、私を告訴せんとして居ると云ふことが新聞に見えて居るが、(「それが怖いんだ」と呼ぶ者あり)私は喜んで受けます。其時には海軍大臣を私は證人に出す積りであります。(「ヒヤヒヤ」と呼ぶ者あり)私は今日僅かな質問の要領を得たことを、天下の爲に祝するのであります。(「ヒヤヒヤ」、拍手するものあり)此の如き大事を私の言葉を俟たなければ仰つしやらぬと云ふことでは、全部信用することの出来ない御答と考へ、私はまた澤山問ふべきところの箇條があるが、相手にならぬと云ふことで、質問を止めます。」

第一七 海軍シーメンス事件に關する質問

(第三十回帝國議會、大正三年一月三十日)

「私は極く短い發議でありまして、議席から十分だと思ひましたが、是非此處に登れと云ふので此處に登りました。政府は唯今内外の疑の中に立つて居るので、一面から見ますれば極めて御氣の毒と同情をして居るのであります。成るべく此政府をして其疑の圍の中から逃れしむると云ふことにしたいので、果して明かに逃れ出てたならば、帝國の幸である。是に於て私は簡単に申します。過日司法次官並に司法大臣も斯様に申されたと思ひますが、リヒテルが我國の裁判にかゝらずして獨逸の裁判にかゝつたと云ふことは、極めて遺憾である。誠に御同様遺憾であるが、殊に當局の大臣次官に於ては遺憾の極度であらうと私は思ふ。之を國民が如何に見て居りまするか。餘り誠實ならざる御答が引續くと、政府は此事件が世の中

物議にかゝるを不便として、殊にリヒテルを海外に逃れしめたと云ふ事實がある。是は不明か明か別段であります。確かに彼等を海外に逃れしめて、此の如き物論を國民に起さしめなければ政府は樂であつたと云ふ如くに、社會の人が疑つて居るのであります。此疑も誠に謂あることであつて、過日豫算委員會にも申述べた如く、近時誠に遺憾とするところのものは、威權ない者に向つては容捨なく調べる事が出来ますが、威權のあるところの人の調べと云ふものは、餘儀なき境遇にならなければ、政府は著けぬと云ふことが、又國民の嫌疑の基となつて居ります。其明確なる證は、二度迄警保局長の要位を占めた人が(「簡單」と呼ぶ者あり)私はまた十分時間があります。此理義を明瞭にするだけの時間を私は持つて居ります。(「簡單々々」と呼ぶ者あり)此人が内務大臣の下に要位を占めて居つたのが、其同類たるところの者が英吉利領で口を開いて、是が罪になつたが爲に、餘儀なく遂に斯く如きものが日本の裁判に現はれて、始審で有罪と決したのは前警保局長であります。

是から見ても政府の中にある人が「問題外」と呼ぶ者あり）職権により或は職権を藉りて犯したところの罪は、日本の裁判所は、裁判を仕悪い境遇になつて居るので、國民は一層眼を張つて斯の如き缺點を補はなければ、帝國の裁判權、或は政府の信用も危殆であつて、海外からして我が日本の鼎の輕重を問はれるやうになつて居るのは此實例である。第二にリヒテルを海外に逃したのは、政府が逃したのではないか。是に依て、段々後口に控へて居る吞舟の魚は網が掛かつては困ると云ふやうに、之を逃かしたのではないかと云ふ嫌疑がある。私は極めて政府に氣の毒に感ずるのである。斯云ふやうな事はあるまい、又無いやうに望むのであります。所が是は遂に逃げてしまつた。司法大臣、司法次官は遺憾であると新聞記者に語つたのであるが、是は誠實の遺憾であるか、或は虚偽の遺憾であるか、それは今後の出來榮に依つて極るのである。唯今物論の中心になつて居る「ロイテル」の日本の方を受持つて居つたところのブレイイなる者が、現に二十五萬圓と云ふものを、あのリヒ

テル事件に依て「シーメンズ」會社から取つた。斯う云ふことを、信用あるところの人を通辯として、此事件を海軍大臣の暗室の中に持込で、三人だけで是が納まつて、外の電報が來なければ是は消へてしまつたので、所が其事を海軍大臣は誠實に御話がなかつたのであります。豫算委員に依つて段々其事柄は露はれたけれども、事實は人を出さなかつたのであります。是は帝國の中に現はれたところの脅喝取財であります。「簡單」と呼ぶ者あり）是が國務大臣の耳に這入つて、國務大臣は之を宇宙に飛散せしめて終つたが便利であると云ふ態度を執られたのが、疑の第一點であります。私は斯の如きことを此儘にして置かれぬから、豫算委員會でも申したので、今日は幸に海軍大臣は其通りであると此議場で云はれたのであります。海軍大臣が云はれた程明白なる證據はない。此證據があつて、此者が最早此地に今迄やつて居つたところの職務を終つて、來月初旬には歸國すると世の中に告げて居る唯一の確證を、強いて之を逃しむると云ふ形式を茲に取るとしますことは、極めて遺

憾であります。所が過日豫算委員會に於ける問答に於て、人權問題であるから相當の理由がなければ手を着けられぬと、極めて人權を重んずるが如く、若し疑へば偽善の言葉を以て之を拒まれたのは内務大臣であります。今日迄司法大臣も相當な手續を履まなければ手を著けられぬと云はれたのは、やはり同じ口吻である。今海外に去らんとして居る者を去らしめて、極く良い證據を没するのを政府は好んで居るやうに私には見える。色目鏡を掛けたと云はれ、ばそれまで、ありますが、併しながら今迄不誠實な答は、愈々其極度に到らなければ其事を云はないぐらい不誠實な海軍大臣の態度であつては、私は疑はざるを得ない。疑ふ者が非か。是が社會の爲めに本問題の決する所であります。假令明白に云はれても、社會の人は、去らしめたのが本統であると思ふと云ふことを斷言する。故に斯の如き場合に於ても海外に去らしめて證據を没却するは、其中に云ふべからざる暗黒の事實があるので、政府は社會に曝露することを恐れたのである。此疑ひは如何にして解くか。此件は極

めて内閣の不利であると思ふから、帝國の爲め、更に同情を表する内閣の爲めに、速かに斯く如き疑團を去るの手續を盡されんことを望むのであります。内務大臣並に司法大臣は、それだけの證據があつて、法律を維持するだけの信用ある人格であるや否や、茲に試験をしたいと思つて、出来るか出来ないかと云ふことを質問として、茲に提出するのであります。(拍手起る)

第一八 決議案

三八六

(第三十一次帝國議會、大正三年二月十一日)

「諸君。本員は此壇に登つて此案の説明と併て反對論者に當るの説をなすに當つて、感慨に堪へざることがあります。内閣諸公と政治上の意見を闘はすために議論を盡すと云ふことは、極めて壯快なることであります。其議論の如何に異なるに拘らず、國家の利益を中心として争ふことであるならば、極めて愉快なることであります。併ながら今日本問題となつたところの事實は何であるか。既に毀損せられたるところの國辱を保全せなければならぬと云ふことである。外に失墜したるところの帝國の威信、海軍の信用を、如何にせんと云ふ問題で、此事實を細に論じて、内閣諸公をして然りと云はしむるためには、勢い内閣諸公の公の行事に就て、其人格にまで論じ及ばさなければならぬ。此の如き機會に際したと云ふことは、私は實に

議會あつて以來、其例の無きところの悲しむべき時機であると思ふのであります。議長も注意せられたるが如く、此問題を冷靜に對論審議して、幸に國家の疑の中心となつて居るところの内閣諸公をして、其疑惑の囚はれより脱せしむることを得れば、單に内閣諸公の幸のみならず、實に帝國の幸であると思ふ。併しながら斯様な結論を得るには、公平に冷靜に事實を審議する必要があると思ふ。此件に就ては、不幸にして鶴澤總明君の説と私の所見は正反對であるのであります。鶴澤君は未だ其事實を知らざるがために、斯様な説を立てるのであります。(拍手起る)それ故に私の知り得たところの事實を冷靜に諸君の前に訴へて、判斷を請ふがために、茲に陳述するのであります。事は帝國の威信に關係するところの重大なる問題である。海軍の信用の既に害はれたところのものを恢復しなければならぬところの、國家の重大事件であります。それ故に言ふ者も冷靜なるべく、聽く者も慎重なるべく、之を喧囂の裡に葬り去つて、國民をして益々疑の念を深からしむることは深く嘆ず

べし。是は政黨政治の争の問題と云はんよりは、寧ろ政黨に超絶したる帝國の重大事件を、今日此暗雲の中に葬り去らんとすることは恨事であります。故に大に慎重なる態度を取つて、諸君と共に討議を盡さうと思ふのであります。私は此件の事體を知り得る限り茲に陳述して、此の如くにして尙ほ疑ふ者が無理であるか、疑がはるゝものが無理であるかと云ふことを、國民の判定に訴へなければならぬと思ふのであります。(拍手起る)誠に内閣諸公に對しては御氣の毒である。併しながら國事は代へられぬのでありますから、私は茲に其事實の概要を、私の確信するところ、併て此確信の因つて來たるところを語り、且つ知り得たるだけの證據を茲に提供しやうと思ふ。

暗室の談話

抑々此事件は、昨年十一月十七日に、「シーマンズ」會社員が、海軍大臣に内談を

遂げたと云ふことに端を發して居るのであります。此内談の内容は如何なるものであるか。見よ、外國の通信員が密書を買收して、此密書を種として脅喝取財を試みんとしたと云ふのが、内談の内容であります。其脅喝取財を試みたところの人物も、疾に吾々の知るよりは内閣大臣が御承知である。單に私は海軍大臣とは云はな、他の大臣も承知し居らるゝ筈だ。海軍大臣は議會に於て吾々の手強き質問に答へて、此事實を自白せられたのであります。それより外の大臣も疾に御承知あるべき筈と私は思ふのである。私は或る確かなる事實に依つて、之を表明するのであります。丁度豫算委員總會に於て、此事件に就て、何故に警察權は活動せざりしや。既に海軍大臣は當該關係の官憲に之を通知したと仰せらるゝから、恐らくは外務大臣にも通知せられたものであらうと思ふ。如何とすれば、此脅喝取財は外人でありながら、事海軍の失態に關係すると云ふことから、海軍省に内談を試みたと云ふことは明瞭でありますのみならず、私の得たるところの文書にも此事が明記してあ

ます。今此文書の性質も私は説明して諸君が審議せらるゝところの材料に提供する積りでありますが、兎に角關係の官憲は皆通知せられたのであらう。定めし警察官も知られて居らう。事重大のことでもありますから、内務大臣も御承知になつて居らなければならぬ。司法大臣も承知して居らなければならぬ。勿論總理大臣も知つて居らなければならぬところの關係になつて居ります。此事が是迄に現はれたは、外國の通信より起つたのでありますが、此電報が二十二日に到着せず、二十三日の新聞に公にせられざりしならば、此の如き重大事件が闇黒に葬り去られて、知るところのものは「シーメンス」會社員、外務大臣、内務大臣、司法大臣、總理大臣、是と通譯の任に當つたるところの獨逸領事館の譯官、是れだけの間に葬り去られて、中外の問題とならなかつたであらうと思ふ。之を中外の問題にするに至つたと云ふことは、他に餘儀なきところの手強き質問、遠慮會釋なく報道するところの萬國の通信機關に依つて、始めて知れ互つたと云ふことに歸するのである。そこで私は第

一に海軍大臣に問ふのである。國務大臣として、國外の無賴漢が我帝國の中心に、而かも力強き通信機關を持て居るものに脅喝取財を試みられたと云ふことを耳にして、之を官憲に通知しながら、何故に之を追窮して帝國の法律の威嚴を維持し、併せて帝國の秩序を保持するとに努力せられなかつたか。是は何としても海軍大臣の曠職失態と云ふことは免れぬのであります。勿論之は別に證據を擧ぐるに及ばない。自ら此議會に於て明言せられたのであるから。再び私は茲に云ふ、事件内容を詳しく知つて居られて、茲に唯今檢舉され審議されて居るところの刑事被告人たる本人を知られて居ると云ふことは明白である。併しながら二十三日の第一回の私の質問に對しては、海軍大臣は其名前を明言せられざりしと云ふのは、帝國議會に向て成るべく事實を掩蔽せんとしたところの擧作は、是に於て明白であります。何故に國民と共に國の害を除くことに努力せられざりしか。第一に疑ふべきは、此卑屈なる精神であると思ふ。第二に内務大臣に私が問ふたのは、二十六日であります。

其時に内務大臣は何と云はれましたか。恐らくは人違ひであらうと斯様に答へられたのでありますが、何ぞ圖らん、是が又本員が姓名を明言するに至つて、餘儀なく、二十八日に取調べに掛つて、本員の申したことに一點の相違なく、人違ひに非ず、輕卒なるところの告白に非ずして、檢舉の手續を取られたと云ふことである。成るべく隠蔽せられんとしたところの事實は、茲に明白ではないかと私は思ふ。司法大臣も亦同じ程度に於て、嫌疑の中心問題である。抑々一國の法權を斯の如く輕んじて、犯人の爲すに任かせて、其海外に去れば尙便利なりと云ふ態度を採らるゝに至つては、大臣の信用何處にあるか。實に奇怪至極と云はなければならぬ。若し斯の如き報告海外より到らず、又議員の質問に遭はざりせば、恰も昨年十一月にリヒテルなる者が日本より遁れ去り、獨逸に於て今日處刑せられて、さうして我帝國の威信を毀くる如き事件を惹起したるが如く、再び此通信員を海外に遁れ去らしめたならば、恐くは内閣諸公は之を以て無事を装はんと試みられたと云ふ疑が集

つて、暗雲が大臣諸公の頭上に在ると私は思ふのである。

證據の書類

更に私は此議論を確める爲に、全文を讀むのを避けませんが、其中の緊要なるところを讀んで、全文は之を速記録に載せて諸君の便利のために讀むだけの手数を省くのであります。(「謹聽」と呼ぶ者あり)それは測らず私の手に落ちた文書で、若し必要な場合で、此議會に於て若し英國の議會が爲すが如く審査會を設けると云ふことであるならば、私は茲に明言する。紫版摺の「秘」と印を押してあるところの書を提供するのは厭はない。併しながら今日はそれには及ばない。文面其物竝に日附其物が、確に私の申したことを證するから、私が茲に其文面の一部を讀みます。是は大正二年十一月二十五日調査と認めてありますが、其中にどう云ふことが書いてあるか。「ブローレーが當會社の重要書類を所持して居るが、之を倫敦に通信するとき

は、本社及日本海軍省の迷惑は勿論、延びて山本内閣の崩壊を見るも知るべからず。自分は之を好まざるが故に、通信を見合はすべきを以て、是が謝禮として自分に金二十五萬圓を贈呈すべしと申込みり。」(拍手起る)此文章が誠に明白であります。(此時發言する者多し)御静かに願ひます。冷靜に御聽きになるのが當然であらうと思ひます。(「冷靜に讀みたまへ」「黙れ」と呼ぶ者あり)更に此終りを私は讀んで諸君の御参考に供しやうと思ひます。(此時發言する者多し)

議長(大岡育造君)「靜肅に……………」

島田三郎君「二十七日の調査と云ふもの、中に、吾々の目を囑すべきことが載て居る。「大正二年十一月二十七日の午前十時、右ヘルマンの代理人株式會社川北電氣企業社長川北榮夫と云ふ者が、當廳に出頭、ヘルマン對ブローリーの事件は、昨夜圓滿に解決せるを以て當局の厚意を感謝し、併せて之を司法處分に付することなからんことを望む云云」と云つてある。文に當廳と云ふ。其役所を尋ねて見たらば、

警視廳より外に、差當り私は心當りはありません。さうすると、圖らず私の手に這入つた此書は、警視廳の調べであつて、二十五日の調べに、獨逸の裁判に現はれたところの事實の大要と、符合すべき調べが、警官の手に依つて調べられたことを私は信ずる。次に此事が圓滿に片附いたと云ふことは、帝國の首府に於て現はれたるところの脅喝取財事件であります。大臣が知りつゝ、之を穩蔽して、事を落着せしめて、世の中に知れざることを歓迎せられたと解すべきところの文體が、茲に現はれて居るのである。是は全文を私は速記録に載せて只今は諸君の御聽きを煩はすことを避けるのであります。此文面に付て審査委員を設くるならば、私は「秘」と云ふところの紫版摺を提供することを辭せないと云ふことを、茲に再言する。今日はまだ其場合でないから、是丈に止めて置きます。併しながら私は二十三日の電報を讀んで、始めて一個人の——一私人の力を以て此問題の研究に従事した私さへも、斯の如きものが手に這入るのであるから、世の中には餘程是が洩れて居るのである。内

の人は知らざるとも、外國の新聞に従事するところの、例へば獨文、或は英文の新聞を發行して居るところの帝國内に居る者は、之を知つて居るのであります。是も私は茲に明言します。是は他の一方から洩れたのであつて、其洩れる前に、昨年十一月に、此調書は確に總理大臣も見られたであらう。内務大臣も見られたであらう。司法大臣、警視總監も見られたであらう。恐らくは此等の秘書局の中に此書物があるであらうと私は推察するのであります。斯の如く名を擧げて、川北榮夫なる者が、當局に出頭したと云ふ文あり、是に關係した者の名前も茲に確かにある。其日附並に刻限も確かである。當廳と云ふ文字で、其文書の出所も能く分りますから、之を昨年十一月に審かに知つて居つた御方が、今年の二月の二十三日には知らぬと云ひ、二十六日も亦知らず、人違ひであらうと云はれたと云ふことに至つては、私が慨歎を洩して内閣諸公の不誠實不信用を茲に鳴らさざるを得ぬと思ふ。

〔「ノウノウ推察論ぢや」と呼ぶ者あり〕斯の如く證據が明白でありますから、政治上

の議論としては、最早是非黑白が決定して居ると私は思ふ。〔「ヒヤヒヤ」「ノウノウ」と呼ぶ者あり〕喧囂亂雜して議論の要點を紊るやうなことは止めて、事は帝國全體に關するところの大問題でありますから、御互に黨派の感情を去ると云ふことが必要であらうと、謹んで私は鶴澤總明君に此言を呈するのであります。そこで此事の起りと云ふものは、他の事でもありません、世の中に知れ互つたことであるが、〔「趣旨が分らぬ」と呼ぶ者あり〕リヒテルと云ふ者が、獨逸の法廷の判決を受けて二年の禁錮に處せられたと云ふ事柄は、誠に些細である。其リヒテル本人は再犯人の人であつて、宥恕せらるべきところの原因なくして七年の刑を二年に宥恕せられたと云ふことは、是は動かすべからざる明白の事實でありますから、私は此中に第一に考ふべきことは、彼密書と稱するところのものが眞物なるや、偽物なるやと云ふことを研究する必要があると思ふ。若し之が偽物であるならば、内閣諸公の面目は此處に保ち易いのである。眞物であるならば、内閣諸公の上に深き疑の雲に蔽はれて

居ることが、此根據から生んで來るのであります。私は此密書と稱するものは、確かに眞物であつて、偽書でないと思ひます。例へば獨逸の方面より來るところの新聞、英吉利の方面より來るところの新聞は、其文異なりと雖も、事實は殆ど同じでありますから、其眞物であると云ふことの事實を擧げやうと思ふ。本人は再犯の前科物である。本人は信用ない者である上に竊盜罪を犯したのであるから、宥恕すべき理由はないと思ふ。竊盜罪は抑々何物から組立てられて居りますか。若し本人が脅喝に用ゐたる文書が値打のなきものであつて、且偽りのものであるならば、竊盜罪を構成すると云ふことはない筈である。裁判所は何と云うて居る。五萬馬克の價值があると云ふことを云うて居るのである。それから竊盜罪のために斯様に判決すると云ふて居るのである。それから其文書は初めリヒテルの手にあるに當つては五萬馬克の値打であつたが、一度是が電報通信社の手に渡つては海外に傳播すると云ふ虞があると云ふ力を加へたから直に騰貴して、厭々ながらに二十五萬圓の

約束をしたと云ふことは、此文書が極めて大切なるものであつて、眞物であつて、中を披露せられては驚くべき事實が含まれて居ると云ふことは、誠に正しいところの推測である。(拍手起る)恐らく法律に通曉せられて居るところの鶴澤君も、私の如き門外漢の云ふことに付て此點は同意せられると思ふ。若し是が偽書であるならば、眞に此値打なきことを考へなければならぬ。偽書であるならば私書偽造の條に嵌らなければならぬ。眞物であつて價值を生じ、前には二十五萬圓——五萬馬克に値する額、是れは眞物として動かざるところの事實であると思ふ。更に之を日本を去るに當つて寫眞に撮らせたと云ふことが、即ち此眞物と云ふことの證據に一層重きを加へるものであると私は思ふ。若し是が本人が作つたところの偽物であるならば寫眞を撮る必要はないではないか。さうして此文書の中に何が書いてある。(此時發言するもの多し)此文書の中に何が書いてあるか。藤井少將並に(此時發言するもの多し)岩崎少將の名前が書いてあつて、此兩少將が「コムミツシヨ」を取扱ふと

云ふとが明記せられてあるのであります。更に藤井少將に付ては一層手厳しい文書がある。是は常に手數料を獲得するのに熱心なる人物であると云ふ。我海軍の尊貴すべき將校に、事實なくして斯く如き侮辱を加ふべきものであるや否やと、人をして驚かしむるまでの文が、此中に現はれて居るのであります。それから更に其文書の中にどう云ふことが書いてある。井出少將が倫敦に於て嚴重に監督の權を用ゆるがために、請負業者が甚だ難儀をするから、是非共此人を動かさねばならぬ。今に當つて金錢を以て此人を動かすのは既に遅い。それよりは、此井出少將を動かすべき力は、海軍省の中に會社の親友があつて、此に告げれば、直ちに動かすことが出来る。是は容易くして更に得策なりと云ふ意味が、書いてあるのであります。文書が本物であつて、中に書いてあるところが既に斯く明白にして、驚くべきところのものが書いてあるのであります。之を如何にして放任することが出来ますか。更に當り前であるならば、再犯の罪人であるから七年の刑に處すべきものであるけ

れども、辯護士が云ふが如く、此者は斯の如き悪い文書を見てふら／＼と悪心を誘ひ起されたのであるから、此點に於て減刑して二年とすると云ふのが、獨逸の裁判の動かすべからざる事實であります。文書既に事實なり。事柄斯の如く重大なり。さうして其中には、帝國の威信を海外に失墜せしむるところの重大の文があるのに、尙是でも海軍は疑の中心とならずして帝國の威信を失墜せずと、強辯するが如き愚かなる。(拍手起り)「愚カとは何だ」と發言する者多く聴取する能はず)如何であります。更に進んで之を論じて見ますれば、有形の上に於ては、是は軍器軍艦の力を減せしむべきところの帝國の一大事であります。

【「愚カとは何だ」「怪しからぬ」「議長注意を願ひます」と呼ぶ、發言する者多し】

議長(大岡育造君)「靜肅に……………」

島田三郎君「議長が鎮めなければ、私は一時間でも二時間でも、諸君の鎮まるの

を待つ。私は少しも諸君の喧囂を意としないのであります。」

議長(大岡育造君) 「問題外の演説をせられぬやうに……………」

島田三郎君 「問題の中の事を舉げて居る。議長は何故に議場を制せずして、問題外など、云ふやうなことを云はれるのであるか。私は何時迄も待つて居ります。諸君は氣を揉まれないでも宜しいではないか。諸君を撃つて居るのではない。大臣に告げて居るのである。(拍手起り、發言するもの多し)憐れむべき諸君の位置なるかな。大臣に代つて、そんな喧囂をなさることは、甚だ御氣の毒に堪へぬ。」(此時發言者多し)

議長(大岡育造君) 「靜肅に願ひます——靜肅に——靜肅に爲れ。」

島田三郎君 「緩くり諸君の御草臥れになるのを待つて居ります。(「聽カウじやないか」「モウ少し善いのを出せ」と呼ぶ者あり)是は實に帝國のために重大事件であります。軍艦の製造を嚴重に監督するところの將官、佐官が、外國の營利會社の人

のために動かされると云ふことを聞いて、此事實を等閑にすると云ふ程帝國臣民の義務に背いたことはない。(拍手起る)苟も文武の官吏は、陛下の御特權の御任命であります。御大權に屬するものであります。我帝國の大權に屬するところの、陛下の御稜威に關係するところの事件を議するに當つて、其事實を明白ならしめざらんがために、喧囂を極むるに至つては、啻に諸君の陋劣を嗤はざるを得ぬのであります。此事たるや實に帝國の軍艦軍器の上に付ての信用を減ずることでありまするので、命懸けで働くところの軍人に對して、私は深く同情せざるを得ぬのであります。縦令戦争なしと雖も、平生潜航艇若くは水雷艇に乗つて居るところの、第一線の戦線に立つべき軍人が、價を引かれたる軍艦軍器を以て身を犠牲にすると云ふことに至つては、第一に國防の大義を暗からしめ、第二には是等の軍人の危険に對して私は深く同情せざるを得ぬと思ふのであります。更に無形の損害危険に至つては、大なるものがある。我帝國が二回の大戦争を以て打克つたのは、有形の物質的

力にあらずして、忠勇の精神萬國に優れたるところの意氣であります。武人錢を愛して、陸上に居るところの事務を執つて居る者が金錢に汚れて、忠勇の軍人を戦線に立たしめ、其軍人を大なる危険に瀕せしむるに至つては、如何なる人も之に向つて不満を抱かざるを得ぬのであります。私は海軍に對して同情を有つところの全國の同胞に對して、實に同情に堪へぬのである。海軍々人の斯の如き腐敗したる空氣の中に、危険を冒して軍職を盡さるゝ御方に向つて特に同情に堪へぬのであります。(「ヒヤヒヤ」と呼ぶ者あり)前にも申した如く、將官の任命せらるゝのは實に尊貴なる、陛下の御大權に屬するのである。此將官が嚴重に職務を勤むれば、海軍内部の者が外國の商人と相應して、利益のために其位地を動かすと此文面に書いてある。此文は萬國の人の見るところであります。是でも尙諸君は意とせずと云ふか。(「分つて居る」「黙れ」と呼ぶ者あり)之を自ら進んで明瞭にすることを勤めずして、却つて議會の質問に逢ふまで沈黙し、餘儀なく二箇月の後に之を公け

の沙汰にせられたに至つては、其怠慢曠職無責任、殆ど責任廉耻の觀念に於て私は疑はざるを得ぬのであります。(拍手起る)それでも尙ほ國民は之を忍び得るか。此議會は終りの判決ではないと思ふ。判決は國民の輿論に在り。内外の公論に在り。假令此議會に於て事實を紊つて一時を糊塗するも、天下萬民の見るところ、此の如き重大事件に對し、自ら進退を決せざる大臣に向つて何の信用ありやと、私は問はざるを得ぬのであります。(「ヒヤヒヤ」と呼ぶ者あり、拍手起る)併しながら、更に私は爰に一步を進めて見やう。是迄述べた所で、最早是で以て政治問題は盡きて居ると思ふ。併しながら之を法律問題とせんと試みて居るところの鶴澤總明君に、私は一言を呈さうと思ふ。鶴澤總明君は尙ほ審査中であると云ふ。私は此審査は海軍の大臣以下の人に及ぶべき審査で、此査問はそれ以上に及ぶものでない。それ故に得たるところの事實は本問題に關係は無いではないか。海軍大臣が奏請して組織せられたところの——世の中の人の目を屬して居る海軍に一種の朋黨あり、朋黨の煙

りに捲かれざる者幾人かあると云つて居るので、海軍大臣、此査問會に於て自らの疑を解かれんと試みるならば、洵に笑ふべきものと私は思ふ。況や此の如く世間の疑ひを脇に除いてしまつても、其上級官吏に及ぶことの出来ない査問委員が――査問が政治的責任問題に關して何の用を爲すか。殆ど無用の長物である。此査問を待つて居ると云ふことは、此問題を延期して曖昧の中に葬るには便利であらう。併しながら政治問題に何の關係があるか。刑事問題も亦た左様であります。凡そ人として面目を保つに、銀行者に向つて、不信用であると云はれたならば、是は法律の刑事問題にはならないけれども、社會道德律の制裁は是に於て加はるのである。「ヒヤヒヤ」、又拍手する者あり。刑罰に觸れなければ大臣何の差觸りあらうと云つたならば、監獄の外の人は悉く大臣の資格を保つと云ふことになりますから、刑事の問題は此事に關係はないのであります。之を政治の問題として述べるときには、社會道德律の破壊者は、即ち其責に任しなければならぬのであるから、今に當つて前の

過失の幾分を償うて、此國情を鎮めて天下の安寧を維持せんと思はるゝならば、闕下に伏して速に進退を決せらるゝより外に、最早途はないのであります。「ヒヤヒヤ」又は拍手起る。それ故に賛成者として現はれたる犬養君の論鋒より、私は一步を進めて居るのである。反對論者の鵜澤君に對しては正反對であります。そこで世人が云ふところの細鱗は網すべく、吞舟の魚は逸し去らんと云ふことは、民の聲であつて、古諺の所謂天の聲であらうと私は斷言するのであります。別に私は遠い例を引くには及ばない。京都大學の教授と總長との間に紛糾が起つて、些細なる騒動が起つた。「問題外」と呼ぶ者あり。奥田文部大臣は辭表を呈して進退を伺はれたではないか。此問題と現下に横つて居るところの問題とは孰れが大孰れが小であるか。三歳の兒童と雖も分つて居るのである。然るに教授連の騷擾したことに付ては、定めて陛下が御寛大の御處置があるであらうと豫測せられて辭表を出したと云へば、是は不敬の極である。此進退伺ひは確かに精神あり形式備はつたところ

の進退伺ひでなければならぬと私は思ふ。陛下の御威稜に對して私は左様に確信するのである。此の如き輕微なるものにすら責任上から辭表を呈したが。然るに此内閣諸公は、何故に信を中外に失し、斯くまで民情を驚擾するところの事件に遇つて、平然として與黨の多數に依つて一時を免れんとせらるゝか。是の如き態度は恐らく天下に信を得る所以でないと思ふ。此場合に於て、唯二つあるのみ。私は諸公の爲に謀る。一つは英國の藏相ロイド・シヨージの爲すに倣つて、社會の疑惑を解く爲に、進んで議會に調査會を請求せられて、是で以て大臣の身代調を爲して、洵に奇麗であつた、愉快であつたと、上下疑を解くのは第一策である。併しながら、是は我國に今まで例のないことであるから寧ろ例のあるところを爲して、速に罪を闕下に謝して責を引かれるより外には途がない。唯此一道あるのみと、私は諸君に告げるのであります。最早私は云ふべきことは盡きて居ります。長く諸君を御煩して妨害に御骨折を掛けたのは、甚だ恐縮に堪へぬのであります。(拍手起る)

第一九 海軍シーメンス事件に關して

(第三十一回帝國議會、大正三年二月十八日)

「此席より簡単に申します。海軍問題に付ては、國內頗ぶる疑惧の念を懷いて、衆議院と茲に當局大臣との間に如何なる事實が成立つて、如何なることまでを報告されて居るかと云ふことは、國民全體が待ち設けて居る。夫故に先日即ち去月二十九日に、特にそれまでの經過の事實を承りたいと云ふので、更に其報告に對して質問應答を取換はしたのであります。昨日貴族院に於て豫算會議の質問の際に、海軍大臣並に總理大臣は經過の報告があり、衆議院に報告した事實よりは更に大切なるところの事柄を告げられたのであります。速記録並に新聞紙等に依て其事實を知り得たところに依りますると、是迄海軍大臣は、世上に傳はるところの賄賂のことは斷じて無いと云ふことを、再三衆議院に對して述べられたにも拘らず、其事實が未だ

不充份であつて、其以後に更に重大なる所の事實が伏在せるや否やと云ふことは、未決であります。既に明白になつたところに依ると、一人の少將、一人の大佐、而かも現任の人であつて、各鎮守府に居るが如く海軍大臣より遠ざかつて居る人にあらずして、本省内而も艦政本部の緊要なるところの職務を奉じて居る二人の將校が、彼の豫審會議の如き查問會に於て、更に重大なるところの軍事會議に移され、軍律を以て是等の人が糺さるゝと云ふ段にまで進んだのであります。其名前も明に告げられました。さうすると、是迄海軍大臣が、斷じて無いと云うたことは根柢より覆へされた。更に遠いところの場所に非らずして、日々海軍本省に於て大臣と顔を合せるところの將校の間に、此の如き、犯罪は未決でありますけれども、殆ど七八分確定した如き事實が現はれたのであります。さう致しますと、此場合にまで進んだと云ふことは、海軍大臣は速に前日の如く衆議院に自ら出席して、更に事實海軍の首領と認められて居るところの總理大臣は勿論、並に是と審理の關係を相爲し

て居るところの司法大臣、此三大臣は少くとも速に此議場に出席して告げらるゝと云ふことは、吾々より望まずとも、爲さねばならぬところの義務であると思ひます。(拍手起る)今日は特に此事を發議すべきでありましたが、過日の決定に依つて他の發議質問は暫く見合せると云ふことになつて居りましたから、今日まで控へて居りました。國民に此事實を明白ならしむるためには、最も緊急に質すべきところの事實であります。緊急に答ふべき事實でありますから、今日都合が宜しければ直ちに此處へ出席を求めて、此問答を進めたいと思ひます。即ち去月二十九日の、彼の海軍の事實を再び茲に喚起して、其事實を問ひ、若し今日直ちに此事が出来なければ、成るべく速に明日にも、此會を開かんことを茲に要求します。(拍手起る)

議長(大岡育造君)「島田君に御答を申します。島田君の御質問を承はるのは唯今でありますけれども、先刻特に御通告がありましたして表題も明かでありましたから、内閣に向て總理大臣並に海軍大臣に出席を促がして置きましたところが、今日は兩大

臣共出席し兼ねると云ふことであります。最も司法大臣のことは分りませぬでしたから、通告はしなかつたのであります。左様御承知を願ひます。」

第二〇 海軍シーメンス事件に關して

(第三十一回帝國議會、大正三年二月二十二日)

「成るべく事實を精細に伺ひたいと思ふのであります。長い話を續けるよりは、一つ一つに説明を與へて戴きたい。査問委員會と普通の刑事裁判所と同時に手を著けられたやうでありますが、之に就いて司法官憲の方から何々の被告事件と云ふ事實を査問委員會に報告した。さうして又開いてから數日経た後に色々の證據になるべきものを送られたやうであります。其前に開かれた査問委員會は、單獨に自己の力を以て、何か犯罪證據になるべき事實を探り得て、司法の力を藉りずとも、運用が出来る程の自信がありましたか。他より見るところに依りますと、先以てブレイ或はヘルマンの口から出て、吉田收吉を普通裁判所で調べて、其調べの結果が遂に藤井澤崎の證據に及んで、其證據を送られたに付て、初めて査問委員會が手を

著けると云ふとの機會が起つたやうであります。其以前に査問委員會が單獨で罪跡を調べるだけの自信があつたか。或は更に事實があつたか。之を伺ひたい。」

議長(大岡育造君)「齋藤海軍大臣」

【海軍大臣男爵齋藤實君登壇】

海軍大臣(男爵齋藤實君)「査問委員會は其人に就き又其事柄に就きまして、爲し得る限りの調査を無論獨立に進めて居つたのであります。尙又司法官憲より書類を受取りました——其後に受取りましたのであります。而して此査問委員會と申しますのは、公力を以て捜査を致すことが出来ないであります。それ故に此上は司法の力を以て公力を以て調べる必要があると認められたものは、それに依つて、軍法會議の審問に附しまして、即ち豫審に附した譯であります。」

島田三郎君「其儘御居で下さい。又續々伺ひたい事があります。既に澤崎大佐を御喚びになりましたが、いつ幾日に藤井少將を御喚びになりましたか。」

海軍大臣(男爵齋藤實君)「唯今報告致しました通り、一月二十九日と一月三十日と申した積りであります。澤崎は一月二十九日……」

島田三郎君「兩方同日に御喚びになりましたか。」

海軍大臣(男爵齋藤實君)「藤井の方は一月三十日、前刻御報告申上げた通りであります。何遍喚びましたか、私は茲で御答は出来ませぬが、それより續いて……」

島田三郎君「司法の方から證據を擧げなければ、單獨で證據を獲得せられたか如何。」

海軍大臣(男爵齋藤實君)「それは澤崎の方は、唯今報告致しました通りであります。それから藤井の場合は、査問委員會に於て、此上は即ち公力を以て取調べらるゝにあらざれば、進行致し難しと云ふ意見に依つて、捜査を始めるために審問に附された譯であります。」

島田三郎君「丁度今の御言葉に就て、私は直ぐに伺ひたいとがあります。一體此

査問會と云ふものは、私は局外者であつて此問題が起つてから初めて通讀し研究したのであります。専門の當局の御方から伺つて私の疑ひを晴らす場合があらうと思ふので、此場合伺ひたい。此査問規則を讀んで見ますと、「諸官は部下の艦團其他各部に於て生したる坐礁衝突火災其他の危険、若しくは損害の原因を審にし、且責任者及其責任の程度を明かにする爲必要と認むるときは、直に査問委員會を組織し之か調査を爲さしむべし。」是が本則であつて、此外に何か取調を要するときは、二十二條に依つて「海軍大臣は査問委員會を組織し之を調査せしむることあるべし」同じ條であります。けれども第一條が本則で第二十二條は但書で、「コトアルベシ」と書いてある。何故に海軍大臣は此權限の狭き査問委員會と云ふものを特に御開きになつたか。唯今の罪跡は吾々の見る所に依りますと、乗損つたとか、船の上の職務の過、衝突火災と云ふやうなことでなく、瀆職罪であります。瀆職罪ならば査問委員會を経ないで、直ちに軍事裁判を海軍刑法に依つて御開きになることが

出來ると本員は見るのであります。本員の見解の如きものであるか如何。」

海軍大臣(男爵齋藤實君)「御意見は別であります。瀆職罪か否かと云ふことは分らぬのであります。それ故に二十二條に依つて査問會を編成したのであります。」

島田三郎君「併しながら、是は乗り損つたと云ふ罪でもなければ、つまり賄賂を取つたと云ふことの嫌疑であります。勿論裁判が確定した後でなければ瀆職罪と云ふことは出來ませぬが、嫌疑は瀆職罪である。又其性質も瀆職罪であります。何故に斯く不自由なる權限の狭き、證人——海軍の外から證人を喚ぶことも出來ない、捜査をなすことも出來ないやうな、雛形みたやうな會を御開きになつたのは、二十二條に依つたので、殆んど働きの出來ない會を好んで御開きになつたやうに、本員は理解致しますが。其點は如何。」

海軍大臣(男爵齋藤實君)「御見解は別としまして、(島田三郎君「見解でなす」と呼ぶ)海軍大臣は必要ありと認めて、査問委員會を編成したのであります。」

島田三郎君 「立憲大臣の資格がないと云ふのは其處だ。(議場騒然) 静かになさ
う。——議長、此囂々たることを御制し下さう。」

議長(大岡育造君) 「喧囂は制しますが、島田君も自ら質問をなさるならば、議長を呼
んで御發言なせう。」

島田三郎君 「謹んで議長を呼びます。——議長。」

議長(大岡育造君) 「島田三郎君、」

島田三郎君 「私は謹んで議長を呼びますが、此問題の中に聲を發する違則者を御
制し下さう。——海軍大臣に伺ひますが、「あるべし」と云ふのでありますが、海軍
大臣は單獨なる獨立なる權利を以て居りながら、司法裁判所の力を藉りなければ搜
査も出来ない、證人を呼ぶことも出来ない、權限の狭い査問委員會を御開きになつ
たのは、如何なる意味であるか。是は議論でも何でも無い。斯う云ふ疑があると云
ふ問なんです、御答が出來ますか。」

海軍大臣(男爵齋藤實君) 「既に申しした通りであります。」

島田三郎君 「軍事會議を御開きにならうと思へば御開きになることが出来るの
に、何故に事更に不自由なる權限の狭い會議を御開きになつたか。是は證據湮滅と
云ふことが私の胸中から離れない。嫌疑と云ふものはやはり疑問でありますから、
無論質問が出来る。殆ど獨りで歩けない會議を開いて、司法裁判所に頼り縋らなけ
れば何も出来ない」と云ふやうな雛形の會議を御開きになつたのは、即ち政治上の問
題として、此事を湮滅せしむると云ふ意味で、昨年から之を掩ふて、議會の質問に
依つて漸く雛形を御開きになつたやうな意味がある。之をどう御解釋になるか。御
答へがなければ私はさう認定致します。他日私は大に海軍大臣の責を問ひ、併せて
總理大臣の責を問ふときの言質として、茲に私は明言して置くのであります。司法
の力に依らなければ殆ど手も足も出ない。此規則に依りますると、證人も狭い海軍
の者よりほか喚ぶことが出来ない、外から證人を喚ぶことが出来ない。本則から云

へば、座礁とか火災とか云ふ危険のある場合である。瀆職罪には嵌らぬ。こんな常識に外れたものを、若し海軍當局者が故意でなされたならば、世の中の耳目を欺くために、證據湮滅を圖つたと云ふ事實を、本員は認めなければならぬ。さうして若し私の間に御答へがなければ、私は左様に認定して、他日論告の時に、斯の如き事實の上に結論を與へる積りである。」

【海軍大臣男爵齋藤實君登壇】

海軍大臣(男爵齋藤實君)「査問委員のことに付ては、先刻御答へ申した通りであります。それから更に刑事上の問題になりますれば、即ち軍法會議もあります。それ相當の機關がありますから活動致すのであります。決して査問會を以て、軍法會議を開かぬためにやつたと云ふやうな譯ではないのであります。鄭重に調べまして事を闡明に致して、而して後に裁判に付すべきものは付するの順序に移るのであります。何も疑ひを以て御論定下さる必要はないのであります。」

島田三郎君「更に大問題に移ります。更に海軍大臣に問ひます。此議會は政治的論場でありまして、左様な常識に外れたことを許すべき議會ではない。海軍大臣は直ちに刑法の海軍法律に充てることゝの裁判を開くことは出来ない、必ず査問委員會を経なければいけないと云ふことになつて居りますが、直ちに開くことが出来る權力を海軍大臣は持つて御居でになる。之を伺へば、直ちに私の疑問は疑問となつて他日に残つて居りますから、之を伺ひます。」

海軍大臣(男爵齋藤實君)「嫌疑の事實を認めますれば、軍法會議に付するのは當然のことであります。」

島田三郎君「嫌疑は昨年から成立つて居る。此嫌疑を知らなかつたか、どうであると云ふことを伺ふのです。疑問として今まで伺つて居るが、要するに本員は、海軍大臣に伺つて明瞭なる答へが出来ないと認めて、是で質問を止めます。」

第二一 豫算追加案

(第三十三回帝國議會、大正三年六月二十七日)

「諸君。本員は此壇に登つて、政府提出の原案を、猶豫なく賛成するの愉快に接したのであります。之を賛成したことに付て、其理由は前の政友會の代表の御話、並に國民黨の代表の御話と稍々趣きを異にして居ります。併しながら其結果は同一である。一體三十議會に於て六百萬圓を可決致しました時から、既に此問題は事實の上には認せられて居るのである。然らば何故に爾後幾多の變化を現はして居るかと思ふと、是は製艦の事に對しての反對にあらずして、之を事實に行ふところの内閣信任問題に依つて分れたのであります。政友會の諸君は勿論、我黨内閣と世の中に公言せられたのであるからして、其内閣を援け、更に其信任の事實を明かにして、之に賛成せらるゝのは當然の結果である。國民黨の御方も亦反對であるか賛成であ

るか央ばに立たれて居りますが、事實に於ては矢張り其の引續の前々の議に於て、之を賛成せられたのである。吾々も亦其時に賛成すべきか、若くは反對すべきかと云ふ時に、吾々は反對を致したに相違ないのであります。同じ理由を以て貴族院も亦之に向つては不同意を表せられたのである。併しながら其議決の標準は稍々貴族院と我黨の結果は違つて居ります。併しながら其精神は貴族院の不信任の意味と同一であつた。今は全く場合が異つて、元に立戻つて、既に海軍の廓清と云ふことは、昨日一昨日の豫算委員會の問答に於て反對の位地に立たれべきものと豫想して居つた方々も、満足せられたものと見えて、豫算委員會は全會一致を以て可決を致したのでございます。更に本會に於て大岡君の演説は、種々の論點に岐れましたけれども結果は同一であります。吾々は海軍廓清の事實に付いて、反對の御方さいも満足せらるゝならば、大に吾々は愉快を以て同一の投票を致す機會に接するのであります。併しながら此際に於て種々の疑惑が吾々の胸中に生ずるのであ

ります。第一に大岡君に、私は問ふべきことがあるのであります。それはどう云ふことであるかと云ふと、臨時議會に關係して憲法上の疑義は尙ほ研究を要する——併しながら研究を要することであるならば、諸君の胸中に於て未だ未決でなければならぬのであります。未決のものを、此重大なる問題に於て未決の儘に事實の適例を議會に現はすと云ふことは、如何なる御考へでありますか。憲法の疑義は軽くして事實の上に必要であるならば、憲法の疑義は之を未決の儘になし、事實の上には是を是認すると云ふ御考へでありますか。此に於て憲法に對する吾々の觀念とは甚だ相異つて居る。(拍手起る)内閣を代表して一木文部大臣は、昨日の豫算委員會に於て、内閣の議を表明せられたのである。内閣は臨時議會に對して、憲法四十三條の見解、竝に吾々が是に同意して此臨時議會を是認するに至つて、一點の疑ひを吾々は懷かずに此臨時議會の始末を是認するのであります。吾々が是認して茲に事實の適例を開いたと云ふことは、極めて愉快に茲に明言するのであります。惜むべ

し、多數を擁して居られる政友會は、尙此點に於て遲疑徘徊して居られる。遲疑徘徊して居られるならば、何故に先づ此問題を決するだけの親切心を憲法に向つて有つて居らぬかと、吾々は甚だ遺憾に思ふ。第二に、大岡君は種々の點に於て現在の内閣員に向て、全部に或は個々に向つて不満足を表せられましたが、其不満足は吾々の意見を以て之を見ますると、頗る兒戯に類したと云ふ甚だ御氣の毒なる批評を加へざるを得ぬ。例へば大正の年度に入つて、明治の聖代の如く平和でない、多事である、憂ふべきところの徴候がある。其徴候は如何なることであるかと云へば一は天變地異、一は天下不景氣を訴へて居つて、人心安からぬと云ふことである。人心安からぬと云ふのは、確かに政治上の範圍の問題であります。天變地異に至つては如何なることであるか。恐らくは櫻島の爆發或は東北の不作であるか。或は最近に現はれた九州の大雨であるか。是は物理學の範圍であつて、如何なる政治家が現はれましても、支那の舊思想に囚はれて居る人々を除いては、現在之を政治家の

支配すべきものにまで入れると云ふことは、餘りに古き東洋思想に囚はれたるところのものであつて、恐らく大岡君自身も左様に信じて居らぬと思ひますが。若し愚かなる人の感情に訴へると云ふならば、大正三年に於ける日本帝國の國民を餘りに低く見らるゝところの、失禮ながら言論であらうと思ふのであります。(拍手起る)更に不景氣が甚だしくして人心安からずと云はれたが、如何にして此の不景氣が現はれたのであるか。吾輩は茲に斷言を致します。戦後の經營を過てる殃である。積極政治と稱して、猥りに愚なる人の意を迎へて種々の事業を企てた其反動である。限りなく國債を起して、一時の景氣を煽つたる其反動であります。是は原因、過去にあつて、現在は其結果に悩んで居るのでありますから、恰も「アルコール」中毒者が名醫の手に依つて一時「アルコール」を禁せられた時に、衰弱を覺えるのと同じことで、是は醫者の罪にあらずして、嘗て不養生を爲せしところの積極政治を執られたる諸君の責任であると思ふ。(拍手起る)今に方つて之を治療するに尙ほ「アルコ

ール」を注入せんとするが如き、積極政治を行はんとして尙ほ外債を限り無く募らんとすると云ふたならば、之に向て確たる御答は恐らく多數の御方の中に一人もないと私は思ふて居ります。(「ノウノウ」「ヒヤヒヤ」と呼ぶ者あり。拍手起る)之に向つて殆ど兒戯に類したるところの説は、泣言に過ぎぬと私は思つて居ります。其他種々なる點に涉つて評論を下して見れば、先づ大略此類でありますから、私は一々之を論評するの煩を避けませんが、併しながら根本に遡つて私は大岡君に問はうと思ふ。斯くまで内閣を輕んじて内閣の政略を非難せらるゝならば、現に多數を擁して御出での御方であるから、此内閣に大事を決定せしむるのを御不安とせらるゝならば、何故に不信任を提起せざるか。(「ヒヤヒヤ」「ノウノウ」)進んで不信任案を提出する能はず、過去の過ちを現在の過ちの如く附會を爲し、政治の範圍に屬せざるところの天然の範圍を人事の如く曲解し、之を以て愚かなる人の感情に訴へんとするのは、大正三年に於ては餘りに幼稚なるところの言論ではないかと、私は思

ふのであります。(「ヒヤヒヤ」拍手起る)それ故に私は此處に要求するのであります。尙餘地があるのでありますからして、此緊急必要なるところの政府の原案を可決したる後も、尙此論法を續けて不信任案を提出せらるゝならば、私は此議場に諸君と相見えて、諸君と雌雄を決しやうと思ふのであります。諸君はそれを爲し能はざれば、此内閣に信任せられたので、實は信任を爲すが、又原案を可決するが、何か論評を加へなければ、甚だ物寂しく感ぜらるゝが故に、斯の如く不理論の言辭を爲されるのであらうと私は思ふのでありますから、吾々は事實を是認すると同時に、現内閣をして之を決行せしむるの信任ありと認めて、信任の屬して居るところの原案の可決を、私は提起致すのであります。(「ヒヤヒヤ」拍手起る)

第二二 衆議院議員選舉法中改正法案

(第四十二回帝國議會、大正九年二月十五日)

「諸君。唯今説明を致しまする議案は、衆議院議員選舉法中改正法案。本案は大正八年に改正の加へられた其元の法律、即ち現行法律は明治三十三年法律第七十三號であります。之に改正を加へまして、そして此法律の成立つた次に行はれる選舉に、之を實行すると云ふことになつて居りますから、明治三十三年の法律も實際存じて居ります。之に改正を加へたのも存立して居ります。此場合本案を提出致しまする順序と致しましては、大正八年のもの、改正を廢して、それを現行法律の明治三十三年法律第七十三號に改正を加へる、斯う言ふ形式に依つて提出されて居ります。之を説明致しまするのに、唯今議題となつて居りまする法案を概略説明致しまする。其要旨は、大分細かく論じますれば非常に多岐に涉ります。要するに其の

大眼目は、財産の上に對する選舉資格を改めて、人其者に對する所の選舉資格とすると云ふのが大精神でありまして、是は納稅資格の條件を改めまするので、是が大眼目である。若し細かに論じますと、唯今の改正法律案は、四十六條に手が著けてございまして、そして改正し、補足し、削除した所のものがあります。更に之に別表が附いて居ります。是は皆な唯今述べました所の大精神を實行する爲めに必要な條件を、各條に向つて改正を加へたのでありますから、只今第一讀會の場合に於て其必要な所を論じますのは、要するに選舉資格中の納稅條件の撤廢と云ふことが、眼目でありますから、之を論じまして諸君の聰明に訴へ、公正なる判斷を希ひます譯であります。是は憲法附屬の法律であつて、極めて重要なものがあります。又内外の形勢に稽へて、大に慎重にも慎重を加へて、全く是は國民の判斷を議會に代表して論せられたと云ふ所の其性質を具へたいと、本員は切望に堪へぬのであります。

階級打破

之を一言しますれば、物に對する所の資格を改めて、人に對する所の資格に引直すのでありますから、思想に於ては根柢の大改新であります。言葉短しと雖も、此中に含まれた所の意味は、極めて深遠であります。(拍手起る)如何なる意味であるかと言へば、階級制度の打破。如何にして階級制度を打破すると申しますれば、選舉權の大擴張であつて、世に稱する普通選舉案であります。此意味を以て諸君に御聽を煩しますが、是は新たに起つたる精神に非らずして、溫めますれば、遡つて五十三年以前、維新の大改革の精神を此に實行致すに過ぎぬのであります。(拍手起る)諸君の耳に熟して居る所の問題であります。更に普通選舉案に關係致しましては、今を去る十二三年前に、此議場に提出せられました、審議せられ、一たびは不幸にして僅かの差を以て否決せられ、再度に至つては此議院を通過して貴族院へ

送つた。精神は五十三年以前に遡り、形式は十二三年以前に遡つて、最早私が更めて、諸君の御聴きを煩す程の急問題ではないのであります。若し新しき意義を之に附加へましたならば、世界の大勢が此促進を促すのであります。更に重要な意義を附加へますれば「時」の問題であります。内は國民の思想の上に、階級制度に反對して其不便を除かんとし。外は世界の大勢に促されて、國の體面、國の進歩を促して、列國と雁行馳駢致しますには、是非とも内部に此改正を爲さねばならぬと云ふことを深く信ずるのであります。(拍手起る)明治大帝の御遺訓を茲に實行致しまして、維新革新の精神を世界の機運に循行して實行すると申したら、此の上の説明は最早要せぬと考へます。併しながら尙此中に守舊論者が惑を持つて居りますから、詰まり惑を解くの説明として御聴下されば宜いのであります。(拍手起る)滿場の諸君の中に惑へる者無しと假定して見ると、甚だ禮儀を失つた所の説明かも知れませぬが、不幸にして惑へるものあれば論さざるべからず、院の内外に之れ有りとすれば、

議院の聲を通じて、國內の惑へる者の心を覺醒致します所の議論であると云ふことを、御寛容下されんことを切に望むのであります。(拍手起る)回顧致しまするのに、七百年の武權を廢めて、引續いて封建の制度を改めて諸侯をして封土を奉還せしめ、特權を有する所の武士の權力を收めて、さうして名は華士族の區別あり平民の區別ありと云へども、要するに庶民と共に國を統一し、庶民と共に國威を外に張ると云ふのが、明治大帝の深き思召であつたと云ふことは、何人も異論の無い事であると思ひます。(拍手起る)其實行方法として、如何なるものが現れたと申しますれば、武士の特權を廢めた結果と致しまして、事有れば舉國國を衛るの義務を負はせられた所の、徴兵制度が行はれたのであります。是まで教育の利益を占め、特權を占めて居つたところの制度を根柢から改めまして、普通教育の實行となつたのであります。是等の事柄を考へて見ますれば、明治初年の精神は、平等の主義である。皇室を中心に奉じて、庶民均しく國民として皇室に仕へ奉ると云ふのが、明

治改革の大精神であると云ふことは、何人も異論の無い事であつて、最早區々たる私の拙き論辯を俟たぬのであります。(拍手起る)此事の發展は如何に現はれて來たか。政治的に現はれて、議會の開設となつたのであります。之が爲めに人心内に振ひまして、國威外に伸びたのであります。現時は之と反對で、五十三年の年を經まして、總ての天然物は自然の伸張のあるに拘らず、不幸にして反動の勢が起つて、階級の思想熾んにして、階級制度の復活せんとする憂のあると云ふことは、大に嘆ずべき事ではありませぬか。(拍手起る)是が爲めに不幸にして吾々の眼に映ずる所の内外の形勢は、國威外に振はず、人心内に安からずと云ふ所の、憂ふべき形勢が現はれて居るのであります。(拍手起る)之を挽回するに、如何なる方法を以てするか。他なし、明治大帝の遺訓を奉じて、明治の初年に振ふたる所の精神を茲に活躍せしむると云ふことより他に、何の計も無いと私は信じて居ります。(拍手起る)今日の有様は如何であるか。屢々此議場に事實を擧げて論せられたる如く、列國に對

する所の協調甚だ密ならずと云ふことは、如何なる公平の眼を以て見ましても、現はれて居るのであります。事實が之れを證明してをります。露西亞に對するところの事柄に一定の政策無く、外と協調すべき必要のあるに拘らず、其協調足並揃はず。それに向つて疑を容るゝ所の國一に非ずと云ふのは、外に對して甚だ憂ふべき形勢であると思ひます。日支の親善と云ふことは、日本の存立發達に對して、缺くべからざる所の要件基礎であるに拘らず、日支の間は頻々として彼に日貨の排斥あり、彼に學生の反對あり、彼に既に約したる條約不履行の形勢あり。之に向つて親善なすべき所の列國が疑を容れますれば、同情我に在らずして彼に在りと云ふ形跡を見るに至つては、明治初年の國威外に振ひ、人心内に振ふた時の形勢に較べて、五十三年の日本の進歩と云ふものは、此點に於て退歩の形勢を現はして居ると云ふに至つては、實に憂ふべき事であると私は思ふ。(拍手起る)内外の情勢は行詰つて居ります。之を一掃するには如何にすべきか。再び繰返して申します。明治大帝の御遺

訓を遵奉して、斷然たるところの改正、——憲法上、國民と脈絡最も繋がる所の選舉法を改正すると云ふことが、憲法的運動であつて、若し此機を逸して國民に不満の氣を長せしめると云ふことがありましたならば、議院と國民との聯絡は絶えて、憲法的機關を通じて國政を改革すると云ふことの機會を逸し去らしめると云ふことは、國運に於て容易ならざる所の危殆であると、私は考へるのであります。本案の提出の精神は、先づ此精神に基いて居るのであります。明治三十三年の選舉法は、人口の調が變りますけれども、選舉者が百五萬弱であります。大正八年に之を改めて未だ實行せず、何れの場合に於ても選舉のあるときに實行せんとする場合になつて居りますか、二百八十萬強であります。五千七百萬の人口に對して、極めて少數で、眞に國民を代表して居る所の——國民に基礎を置いて居る所の選舉法に非ずと斷言するも、決して此數が然らずと答へますのに於て、私は何人も異論は無からうと思ひます。(拍手起る)其結果として如何でありませうか。殊に外交に於ては、國民の

理解無く、國民の同情無く、隨て國民の後援無しと云ふことに至つては、明治初年の國運に比して如何なる違がございますか。明治初年を待たず、支那に對して事有りし時、無限の同情と無限の外援は、國民の間に彌蔓したのであります。露西亞に對する所の國難に當りましては、全國奮つて出征するも、後に立つ所の國民は殆ど同心一體の感情を動かして、強き後援を與へたのであります。けれども、唯今寒荒の野に其身を曝して暴民と戦ひ、更に氣候と闘つて居るところの七萬の勇敢なる軍人に對して、國民が何の同情を持ち、何の利害を感じ、何の後援を與へて居りますか。私は此軍人に對して、國民の後援なきを遺憾とすると共に、國民の後援なからしむる所の政治に向つて、滿腹の不満を感ぜざるを得ぬと思ふのであります。(拍手起る)

生活の脅威

内地の問題に向つては如何でありますか。生活問題——生活を卑む勿れ。人は精神のみに生きるものに非ず。精神に生き、且つ肉體に生きて、完全なる所の人生を全くとすると云ふのが、人類の自然性であります。然るに現在は賢となく不賢となく、學識ある者と無きとに拘らず、生活に脅されて居る者が最大多數であつて、其の利益を占めて居る者は最も少數である。新に起つた所の階級制度の弊害が、茲に著しく現はれて居ると云ふに至つては、先づ以て之に向つて反對の鋒を向けねばならぬと私は思つて思ひます。(拍手起る)隨て肉體より及ばず思想、殊に精神的活動を試みて居るところの種類に至つては、教育家と云はず、軍人と云はず、政府の外と云はず、政府の内と云はず、官吏も之に悩み、教育家も之に悩み、軍人も之に悩み、隨つて無形の精神が振はざると云ふことに至つては、日本文明の退歩を促す所の状態であると私は思つて居ります。(拍手起る)是は何故である。根本問題に觸れずして、一の理想無く、一の希望無くして、唯だ目前を——今日だけ凌いで居ると

云ふ、此定策無き所の政治の結果であると私は思ふのである。(拍手起る)若し之を以て國民の生活と密接なる議會ならしめて、二百五十萬の投票に依らざる議會たらしめれば、疾くに此不幸は民間に囂々たる聲の起らざる中に、議會の中に、喧囂の聲を放たねばなりません。不幸にして議會の中の聲は多數之に反對であると云ふに至つては、此議會の改造の必要があると思ふのであります。(拍手起る)此議會改造は外ではありませぬ。直接運動を私は嫌ふのである。何所までも憲法的順序を経て改造すると云ふのが、進歩を望み、平和を望む所の良民の希望であります。故に、本員は良民を代表するを以て自ら任じて、此良民の聲を茲に御聽に達するのであります。(拍手起る)生活問題は斯の如くなり。私は政府以内の事を言ふことは、政府は餘り御承知であるから言ふのを要せぬかと思ひます。併しながら政府以内の事は、却て其長官の上に立たるるが爲めに、其政府以内の不平は政府以内の長官に聞えずして、吾々の如き者に聞えると云ふに至つては、是は變態と云はざるを得ぬ

と私は思ふのであります。(拍手起る)爾く豫算を編成する所の大任を帯びて居る所の大臣の手許に、昨年に當つては、主計局の人々が連合をして増給の運動をやつたと云ふことは、實に驚くべき現象でないかと私は思ふのである。(拍手起る)更に直轄せられて居る所の稅務官吏が、其稅を取調ぶるに當つて、意外の手に穢を染めたと云ふことで、刑事被告人となり、裁判は如何に結局すべきかは未だ確定は致さぬやうに見えまするけれども、東京より神奈川縣に互つて、多數の收稅吏の疑獄が起つたと云ふことに至つては、私は其人を責めんよりは、寧ろ精神的に働く所の者は、民間に於ても亦政府の中に於ても、其生活を脅威せられて居ると云ふ事が、斯の如き惡結果を現すので、其罪は咎むべく、其の人は同情すべきものであると私は斷ずるのであります。(拍手起る)若し之をして筋肉勞働者で、自由に活動することを得せしめたならば、恐らくは大藏省内に「ストライキ」が起つたであらうと思ひますが、流石は體面を重んずる所の人々であるから、之を表面に現はさずして一つは増

給の運動となり、一つは收賄の罪に問はれんとするに至つたと云ふことは、其精神極めて慙むべし。其長官たる所の人々が、良心の刺戟如何ばかりであるかと私は待構へて居つた所、其事に至つては一言もなく、或大臣は、世界の形勢に依つて、物價が騰つたならば、増給すれば宜しい、——幾ら増給されるかと云へば、五割から七割位いの増給である。物價は三倍になつて五割の増給決して其不足を補ふことは出來ないのであります。而して其増給の爲めには、國民は増稅を課せられて居つて、受取る所の人は三倍の損害を受けるのである。國民の不幸——此議會に若し自由の投票を許されたならば、議會の中に先づ此聲を揚げる者多數でなければなりません。不幸にして我同志、並に同志の御方の集團だけが之を揚げて、他の御方は之に共鳴せられざるが如き形勢のあると云ふことは、議會其のものが最早改造の時代に進み入つたと私は思ひます。(拍手起る)之に向つて「ノウ」と言ふならば數字の御答を伺ひたい。物價は三倍であつて、増俸は七割五割。損得分明、何人が之に

向つて慰の言葉を與へることが出来ませうか。而して此五割の増給も民間より徴税して、數多の間接税となつて現れるか、或は一部の直接税となつて現はれる。民も苦しみ、之を受取る所の官吏も苦しむと云ふに至つては、明治大帝の宣はせられたる如く、庶民をして其志を遂げ、人心をして倦ましむること勿れと云ふのは、——明治大帝の明治初年の改革に方つて、五事の御誓文の第三箇條でありまするが、今は民倦疲れて居ります。人心悉く不満であります。何故に是が議會の中に大なる聲を以て反響せざるか。投票權の分配其宜しきを得ずして、投票權の區域甚だ廣からざるが爲めなり。それ故に民の心、議會に反響せずして、庶民其志を遂げることが出来ずして、人心倦疲して居ると言ふことが、議會の信用の上に何の影響がありまするか。顧みて見ますれば、議會の開かれたる當初に當つては、諸願書山の如く集つたのでありまするが、近時に至つては請願書の數が減じたと云ふのは、請願に依つて望を遂げる能はず、直接行動の優れるに如かずと云ふ、此危険の隱伏して居るに

非ざるかと云ふことを私は疑ふのであります。(拍手起る)斯う考へて見ますると、最早議會の大改造を要する。議員の任期は四年であります。各自の利益を顧みて、區々たる利益に囚はれて居ると云ふことは、人の代表者である所の御同様、甚だ耻つべき事ではありませぬか。(拍手起る)明治の初年は如何なる人に依つて改革を遂げられたかと申しますと、明治の初年には青年先づ活動して、壯年之に應じ、老年の人之に追隨すると云ふことが、明治初年の改革の大に振ふた所以であります。それ故に幕府を廢め、諸侯を廢し、武士を廢め、國民同じく國を衛り、國民同じく智識を養ふと云ふ普通の教育が行はれ、徴兵令の行はれたと云ふことを考へて見たならば、明治初年の先輩に對して、今日此議會に居る所の御同様、甚だ相濟まざる所の感じが起つて、吾輩先づ此怠慢を謝さなければならぬと思ひまするが、諸君、如何に感ぜらるゝか。僅に四年の期限を持つて居つて、信任あらば繼續すべし、四年にして民の信任盡きたならば去るべしと云ふのが、進退潔くして、國士の風格此間に

存するのでありませぬか。各々の利害から打算致しまして、選舉權の擴張を抑へると云ふやうな御方は、此場所には有りますまい。若し有らば、聲を鋭くして責めなければならぬ所の一大事であると私は思ふのであります。(拍手起る)

藩閥、軍閥、黨閥、財閥

明治元年以前の社會に喜んだる種類の人が、今日茲に喜んで居るのであります。明治以前には、如何なる社會であるか。階級を重んじ、閥を尊ぶ所の社會で、二百年の改革になつたのであります。此事は最早時勢に適せずと云ふので、明治元年の改革になつたのでありますから、要するに階級制度に反對する所の内の要求と、之を促す所の外の世界の形勢か、明治初年の日本に大なる改革を促して、國威を振ひ、國內を統一する所の一大快舉が行はれたのであります。唯今存して國民多數の人の反感を買ふて居るものは何ぞや。曰く藩閥なり。曰く軍閥なり。此軍閥と

藩閥は、最早日は西山に傾かんとして居る時に、新たに起つたのが黨閥であります。更に新に起つたのが財閥であります。藩閥未だ盡きず、軍閥尙ほ餘力を收めずして、黨閥之に加はり、財閥之に乗じて、此少數の人が日本を支配して居る事が、若し私の推定の如く眞實であるならば、慶應二年三年の日本は、大正の八年九年に稍々髣髴たりと、私は極めて前途を痛憂するものであります。(拍手起る)斷然と更に之を讓るだけの雅量を持つて居つたならば——明治初年に快く封土を返上し、快く政權を返上し、快く士族の籍を去つた所の、學識今日に及ばず、意氣今に優れざる先輩の人に、罪を謝さなければならぬと私は思ふて居る。其移變を促す手段は何ぞや。選舉權を擴張して、多くの人に投票權を與へると云ふことが、憲法的であつて、進歩的であつて、更に平和的であると云ふことであるならば、之に向つて異論は無かるべき筈だと私は思つて居る。——併ながら茲に小別けに申して見ますと、此大體論よりは少し説明を要するものがあります。納稅條件が、元來是は、根柢の

有る所の理論に起つたものでないと云ふことを私は信じて居る。今日は幸にして政府の御方に雅量が有つて、さうして日程を変更して、吾が同志と共に提出したる所の本案を第一に議せしめて、十分の時を與へられたることに向つて、其雅量を賞し其同情を感謝するのであります。それ故に思ふ所のものは多岐に亘ると雖も、諸君の御清聴を乞ふのであります。元來税を以て選舉の資格とすると云ふことは、一も政治哲學に根ざした所の理論でないと云ふことを私は確信して居ります。最初に憲政を兎に角培ふて、兎に角く拵らへ上げたのは英國であります。英國の此起源は、封土を有して居る所の我國の大名に等しき人が、專制の主權に對して其權力を制せんとする活動の現れたのが、所謂歴史上に名高き大憲章と云ふものになつて現れたのでありますから、こちらで申して見ますれば、大なる地主の頭分が集つてやつたのであるから、無論地面を持つて居る者が、投票權を有つべきものと云ふことの結果を現したのであります。是から年を経るに従て段々擴がつて、農工商が新た

に富を造るに至つたから、租税を徴收する。所得の爲めに是等の人を呼集めたと云ふのが根元であるから、勢ひ財産の制度と云ふ事が、段々と因襲を重ねて、其間に僅かな變化はありますけれども、是が進化し——是が進化して現状の平等的思想に是が進化して、遂に最近に至つて普通選舉が現れたのであるから、政治哲學の原理に基いたものは、決して制限選舉でない。現在世界を支配して居る通有の性質は何であるかと申しますれば、人を土臺として物を土臺とせぬ、是が眞理であります。人有つてこそ人の用を爲す物尊しでありますから、更に人の働も亦物件に非らず。世界の現状として我國も亦其同盟の一となつて現はれた巴里の媾和條約の中の、労働規程の第一條として、労働は物品に非ずと云ふこと。無形の人の働きすら、最早物品に非ずと之を制限するのでありますから、況や國民たる資格を人々有すべきと云ふ此原理を知るに當つて、何故に區々たる財産に制限を立て、區々たる納税資格を置く必要あるか。此點に至つては、政治哲學に依つて促された大陸諸國の憲法歴

史英國の如く長からずと雖も、一躍して普通選舉にしたと云ふ事は、之を土臺とし、人權を重ずる所の理論から現れたのでありまして、其點に於て英吉利より後れたりと雖も、選舉の一段に至つては、歐洲大陸の諸國殆ど取除け無く普通選舉になつたと云ふことは、既に今日に在らずして往年に在るのであります。唯だ此間に今日に至る迄、僅に世界に名前ばかりであつて、兎に角憲法を有して居る所の國で、それで財産制限、納税資格を行つて居る所の國は何れであるかと申しますれば、私は不幸にして中には同盟の國もあります、中には特別の條約を結んで居る友邦もありますから、私は此國に向つて禮を失ふことは好まずと雖も、眞理の研究に至つては憚るべき事が無いから、其列國を挙げますれば、長い間最早死に頻して居ると云ふ我國に關係の無き所の土耳其が、制限選舉を有つて居ります。又一國として獨立する能ずして、戰爭の前には奧太利の聯合であつた、半獨立國と云ふか、半獨立國にも行かない所の匈牙利が、制限選舉を有つて居ります。其他は隣邦の支那國でありま

す。此筆頭に立つのが日本帝國であると云ふならば、日本國民は之に甘んずることが出来ぬ。私は諸君の良心に問ひたいのであります。(拍手起る)此土耳其の現在の形勢は如何。匈牙利の躓いて漸く足を立てんとして居る所の此小共和國は如何。支那に向つては私は之に批評を加ふるは、隣邦に對して禮儀を失ひますから、敢て之に批評を加へずして、諸君に其形勢如何を見よと云ふ一言で之を止むるのであります。(拍手起る)我國は世界と對立をしたいと云ふので、明治初年に御同様努力した。吾々少年たりと雖も、此事に向つては大なる感激を生じて、微力を効すことに少しも時と精神を厭はなくて、諸君の後へに附いた者であります。如何なる事であるかと申しますれば、先以て治外法權を撤廢すべし。關稅の獨立を要求すべし。是が明治初年に當つて、内治の統一を了へて、階級制度打破に次いで起つた所の對外思想であります。特殊國となることを甘んずる能はずして、先輩が努力した。我日本帝國は、今に當つて選舉の事に就ては、土耳其と肩を並べ、匈牙利と肩を並べ、支

那の後に立つて、是で甘んじて、我が位置之に依つて安しと云ふ事になつたならば、國恩に背き、明治大帝の御遺訓を奉せざる人々であると、私は之を擯斥しなければならぬのであります。

労働問題

労働問題に至つても此通りである。労働問題に至るとどう云ふ事がある。こちらの労働團體を許さぬと云ふ事で、資本家の擁護者たる所の政治家は、凡ての労働者の結合を拒絶して居つた。資本家は相談することが出来るが、労働者は相談をすることが出来ないことと云ふことで過去つて居つた。世界の大變に逢つて思掛けなく不肖ながら吾々同志の人、吾々自身、矢張今回の平和會議と云ふものは、昔の歴史の平和會議に非ず、地の分割合併に非ずして、二つの問題の起ることを豫期して居つた。即ち對外の關係に於ては、永久平和の聯盟を立てたいと云ふ思想が動いて居る。

戦争の間だけ舉國一致でやつて、戦争の間だけ暫く待つて呉れ、ば——戦争が熄んだならば、労働者に適當の待遇を與へると云ふ議論が盛んであつたから、労働問題は必ず此平和會議に起ると思つたらば、果して起つた。行かれた所の委員諸君は、不意打を喰つて頗る狼狽せられた。又労働問題の條約引續として、第一回は華盛頓市に開かれたと云ふに至つては、國の體面として、諸君は甘んじて長く此状態を續け居ることを、快しとするか否やと云ふことを問はなければならぬ。元來東洋の思想は、労働其のものを卑むのでありますから、労働問題に興味を有たないと云ふのは、是は世界の大勢を知らざる舊思想家の胸中は左様であります。併ながら人格を重んじ、人を以て目的と爲して、物を以て人に仕へしむるのが正しき哲理であるならば、労働問題は世界の大問題の第一項に置くべしと云ふことを理解しなければならぬが、日本だけはまだ其程度に進まないからと云ふので、特殊の扱を受けた初に當つて、其資格を調べる所の詰問的の問を發したのは、何處の國であるかと云へ

ば、和蘭の勞働代表者、白耳義の勞働代表者である。國としては日本は五大國の一なりと自負して居りますけれども、文化の程度に至つては、勞働問題の一事に至つても、和蘭の委員に詰問せられ、白耳義の委員に詰問せられ、辛うじて其鋒先を遁れて特殊待遇を受けられたから、先づ安心として歸られたが、其特殊の待遇者の御連しは、曰く印度なり、曰く支那なりと云ふに至つては、諸君は斯くの如き事に甘んずることが出来るか。又勞働の團體と云ふものは、どうしても次の國際勞働同盟會議に於ては、是非共團體を造つて選舉をするだけの基を立てなければならぬのでありますから、國際關係上勞働代表者を出すと云ふ所の團體を許すべき法律が無ければならぬ。之に向つても政府は遅々逡巡して、まだ考が定まらぬと——此議會が立つまでは、まだ考が定まつて居らなかつたやうであります、近日農商務省の調査として此議會に現はれるだらうと思ふが、それも極めて不徹底のものと承つて居る。併ながら、見ざるもの知らざるものを謹んで評しませぬが、兎に角自ら稱して文明

國の列に居ると云ふことを心に期して居る我日本人民は、上は 陛下の御威靈に對し、特に明治先帝陛下の御威靈に對して、國をして其威力を列國の間に墜さしむると云ふに至つては、臣民たる者忍ぶことは出来ぬのでありますから、此問題に就ても大に注意を拂はれんことを望むので、是が選舉問題に關係しますから、諸君の寛恕を乞うて茲に論及したのであります。勞働者は選舉團體を有つて居らぬ。是から選舉團體が出来て来る。併ながら國際に於ては世界の勞働者と席を並べる所の代議人を選ぶのである。之に何の納稅資格が無いのみならず、憲法立つてより昨年三十年の記念の祝賀會を開いた、此帝國議會の議員を選ぶ所の人民に對して、遡つて地方議會に於て屢々議會の經驗をした所の此國民は、三十年以後にまで尙ほ納稅資格を以て大切なる箇條で、唯々國民たる資格を以ては選むことが出来ないと言ふに至つては、不合理不理論も此に至つて極まれりと私は思ふ。(拍手起る)是に於て理論として最早普通選舉に反對の聲を聞く道理が無いと、私は此議場を見渡して斷言す

るのであります。まう一つ私茲に向つて申して見たい。繰返して言ふのは、階級制度に對する所の反感であります。どう云ふ事であるか。それは「税」と云ふものを拂はなければ身元が確かでない、斯う云ふ考を有つて居りますが、是は非常な誤であります。直税と云ひ間税と云ひ、税を拂はざる者、日本國內に生活して居る者が一人でもあるか。人に附屬して居る者は別段であります。物價が高ければ、更に間税の重味は非常に多いのであります。更に其弊は如何。今日物資に重きを置いて、人間に重きを措かず、租税に重きを措いて國民其のものに重きを措がざる所の、其思想の誤れることが、事實政治家の弊害として現れて居て、所謂特權者階級の利益となつて、一般多數の庶民には其利澤が及ばないと云ふに至つては、國政を議する所の議會が、一日も看過することが出来ない。私は教育の普及を望む。教育の上進を望む。併ながら今の爲政者の眼中には、貧しき人に冷く慈徳を及ばさうと云ふ所の普通教育、教育令制定當時の精神とは背馳した所の精神を有つて居らるる

から疑はしむるのであります。高等教育の學校に向つては、厚き所の金を配付せられた。併ながら吾々は想ふ、高等教育に入り、大學に入ると云ふ所の人々は、財産に餘地のある所の人と云ふことは、言はずして知れたことである。況や私立學校の續々として起り、罕に觀る所の篤志家が私立學校を助けて、官立學校との區別を撤廢せしむるが緊要なりと云ふ思想が、大に動いて居りますから、是は誘うて段々進めますれば、一般の貧しき人に學校の利益を及ぼすよりも、尙ほ爲し易いと思つて居りますが、一番先きに手を著けられたのは、高等教育の方面であつて、一般の低き所の教育の饑渴を嘆ずるのは、一向之に向つて耳を傾けない形跡があると申して、決して侮辱の言葉、讒誣の言葉でないと思ひます。何故ならば、一番初に配付せられて恩澤を及ぼしたのは高等教育の方で、普通教育の方ではない。是は何であるかと云ふと、階級制度、階級制度を思想として立つて居る所の總ての政治機關が斯の如き思想を、當路者をして懐かしむる根柢の弊害であると思ふ。税に至つて

も左様であります。一度全國の財産を握つて居る所の銀行家、其他重なる富豪の人が活動致しますれば、政府の提案案に、政府自ら進んで修正を加へ兼ねまじき所の氣勢を示して、政府を援けらるる所の御方々が之を起案して、政府直ちに同意をせられて之を變せられたと云ふことがあるが、貧しき人の叫びは何人の口を通じて議會に反響致しまするか。此洽く人を苦しめたる生活問題と、物價を洽く高からしむる所のものは、政府誤つて、世界の物價が騰つたから日本の物價が騰つたと言ふが、世界の物價と全く關係ない物價も騰つて居ります。漬物の種類は外國人の厭う所で、木炭の種類は、石炭を唯一の燃料として居る外國には一切需要ないものであります。世界は、世界の物價が騰つたから騰つたと云ふ辯解は立たないのであります。是は通貨の政策を誤つた結果、總ての物價を高からしむる所の影響であると云ふことは眞實であります。(此時發言するもの多し) 御騒なさらず、緩り御聽なさい。時を與へられたから、私は緩りやります。何と御騒になつても此壇を降らないのであり

ます。總て生活問題にせよ、經濟問題にせよ、教育問題にせよ、總てのものが、階級制度の弊害が國內に彌蔓して居ります。極く直言して申せば、——是は疑問であつて私は明言するに忍びないが、徴兵制度に於ても、高き教育を受ける者は免れて、資産乏しく教育の尙ほ足らざる者が、多く徴兵に應ずると言ふ現況に至つては、是亦普通選舉を促進せざるを得ない所の一大原因であると私は思ふのであります。(拍手起る) 世の人は恆の産ある者は恆の心ありと云ふ古き支那の典籍を引いて、金で以て人の資格を量らうとするが、是は決して現代に通用すべきものではないと思ふ。併しながら此理論を諸君に證明するには、更に時を要するのである。諸君が御迷惑だと云ふ顔色を見て、私は此理論を略します。實例を以て説明したら、諸君は直ちに自覺せられるであらう。凡そ財産を以て制限し、納税資格を以て制限する最も著しき實例は、外國に索めずして我國に索めて見たら、多額納税の選舉より最も著しいものは無いと思ひます。各府縣に於ける最多額の納税者十五人が互選するとき

に、果して此間非難すべき所のものが無きや否や。或縣に於ては、銀行の切手が舞うて飛んだと云ふことである。僅に酒を飲ませた、辨當を食はせたと云ふ種類のものに非ずして、千金又は萬金と云ふものが——此人數は十五人であるから、制限選挙の最も理想的のものである。納税は最も多いのであるから、納税資格も理想的のものである。此間に屢醜聞を流し、屢々刑事被告人となり、確定して有罪者を出すに至つては、納税資格の効力何がある。之を計らずして、僅か三圓の税が保證になるなどと考へて居ることは、現代の人に非ずして、百年以前の僅に孟子を訓讀した所の、恆産ある者恆心ありと云ふ論者の亞流であらうと、私は之を擯斥しなければならぬ。

スノーデン夫人の言

此制限選挙と云ふものは、歐米に試験せられたものでありますから、私も矢張り

歐米の思想も取混ぜて御話をする必要あると思ふのであります。昨年正月の頃瑞西の「ベルン」に開かれた所の改革團體代表者の集會に於て、英吉利より参加したところのスノーデン夫人が斯う云ふことを言つた。是は他山の石として、吾々の耳に觸れて居るから、大に國威の伸張と國家の信用の上に參考資料となると思つて居るから、私は諸君の御聽に達するのであります。スノーデン夫人が斯う云ふことを言つて居る。「吾々は此度諸國の改造の助をしたいと思つて集會をした。唯だ憾らくは唯今五大國の一と稱して居る所の或國が——流石に同盟國の人民であるから明かには指さないけれども、吾々日本國民としては、直ちに神經を刺戟せられるのであります——」五大國の一として世界の世話役を務めて居る所の其國は、二百萬か、三百萬の選挙人で選挙した議會を持つて居るさうであるが、其人口を調べて見れば、六千萬未滿である。六千萬未滿の人民の中三百萬未滿の人が選挙した此議會は、少數者が多數者の意思を壓へて居る所の議會である。それ故に名は立憲國であるが、

眞實は專制國の名を帯びて居るではないか。之を世話人として其下に働いて國際聯盟を委ねる云ふことに就ては、頗る元氣がない」と云ふことを言つた。是は私の架空の説に非らずして、處は瑞西であつて、人は英國の婦人であつて、其名は「スノードン」と云ふ一の婦人である。この婦人が我が帝國の信用を斯の如く嘲りたることを耳にした時に方つては、慨然として日本の現状を歎せざるを得んやと私は思ふのである。(拍手起る)是でも國に信用があつて、國威が伸びるか。世界の國民と日本全體を對手にするのであります。政友會の前身は如何なるものから發達せられて、今日の盛大を致されたのであるか。當初を釋ぬれば自由黨があつて、板垣君が老いて、其席を伊藤公爵に譲られたのが、即ち政友會の歴史であります。吾輩他黨の論ずる所ではないが事實明白である。自由黨の當初勃然として起つて、明治改革の重任を帯びて、更に國政の改革を企て、國會を開き、國憲を立てんとした時の一大項目は何であるかと云へば、普通選舉であつたと云ふことは、年を取つた御方は

御承知であらうと思ふ。(拍手起る)其後を承けた末流が——「普通選舉ぢやありませんね」と呼ぶ者あり)普通選舉であります。(「ありませんね」と呼ぶ者あり)あります。ありませんねければ宜しい。ありませんねと云ふならば、私は前身は問はない。現在の政友會の御話を致しませう。普通選舉に關する法律案理由書と云ふものを私は持つて居る。「維新の宏謨に基きて制定したる帝國憲法は、實に滿天下の國民を基礎とする純乎たる立憲代議政體を認むるものなり。而して世界の最良の政體が代議政體にして、代議政體は普通選舉の制度に由つて始めて運用の妙其極に達するものなるとは、古今萬國に通ずる政法の大義なり。國會組織の根柢たる選舉法の如き、宜しく此大義に則り遍く選舉權を國民の全階級に配當し、等しく國民をして其意志を國會に代表せしめ、以て天壤無窮の皇基を翼賛せしむるを要す。然るに現行の選舉法は選舉權を全人口の百分の三に過ぎざる少數の或る階級に限定せり。其の狹隘にして而して不公平なるに至つては、世界の立憲國に其類例なし。即ち我國會は民選議

院の假面を装ふ純乎たる階級議會なり。須く普通選舉の制度を實施し、廣汎なる國民代表の基礎の上に國會の組織を革め、以て萬機を公論に決せしむべし。是れ本案を提出せる所以の大意なり。」(拍手起る)此法案は誰方が提出になつたかと云ふことを明かにすれば、遠く歴史に遡つて政友會の前身を私は研究する必要は無い。方に十六議會に提出せられて、其提出者は頗る多いのではありますが、最早十二年を経て院外に去られた御方がある。唯今議席に列せられて居る御方だけの提出者を挙げますと、「謹聽」と呼ぶ者あり)望月圭介君、上埜安太郎君、吉植庄一郎君、(拍手起る)中村啓次郎君、(拍手起る)粕谷義三君、木下謙次郎君、(拍手起る)賛成者の名前を讀みます。松田源治君、(拍手起る)遠藤良吉君、小久保喜七君、(拍手起る)齋藤珪治君、福井三郎君、中倉万次郎君、藏内治郎作君、田邊熊一君、米田穰君、東武君、三浦覺一君、佐々木文一君、是等は多分私の覺違はないのであらう。(拍手起る)地下の人となつた御方の名を讀む必要は無い。聽いて戴くことが出來な

いから讀まない。議席を去つた御方も名を讀む必要は無い。それ故讀まない。「讀みました」と呼ぶ者あり)此外六十九名と云ふものを擧げることが出来るのである。是は不幸にして少數で倒れました。併しながら深思熟慮の結果、尙ほ其所信に猛然たる意氣を加へて再度提出せられたのは矢張同案でありまして、第二十七回の議會に同じ案が提出せられて、其時の連名は矢張地下の御方は喚起しない、議席に居られる御方を喚起します。東武君、米田穰、藏内治郎作君、中村啓次郎君、上埜安太郎君、粕谷義三君、福井三郎君、望月圭介君、花井卓藏君、是が提出者であります。若し之にさうでなかつたと云ふならば、正誤を下さるならば私は潔く正誤を致します。(拍手起る)賛成者の名前を讀みます。吉植庄一郎君、松田源治君、武藤金吉君、中倉万次郎君、川原茂輔君、齋藤珪次君、小川平吉君、(拍手起る)恒松隆慶君、戸狩權之助君、榊田清兵衛君、清峯太郎君、是が賛成者と、それから提出者の兩方であります。是で十二年前と十一年に二度提出せられまして、一回は通らずして、一

回は通つて之を貴族院の議場に送つた案であります。若し是が疑はしいと思へば、私は正誤に快く應ずるのでありますから、此事に就ては一點も私は無理な事をしないと思ふ。今の日本の國威と今の日本の文明は、十二年前より退歩したのであるから、人民には準備が無いと諸君が言はれるならば、是は現代の人民を侮辱する所の、(拍手起る)國民に反いた所の議論と云ふ讒謗を、私は呈さぬが、國民が呈しても、私は其辯護士となることは出来ぬと云ふことを御断りをして、此壇上を降るのであります。(拍手起る)

第三 衆議院議員選舉法中改正法案

(第四十五回帝國議會、大正十一年二十六日)

「此案は極めて重大の問題でありますから、反對せらるゝ御方も、亦同意せらるゝ御方も、慎重なる態度を以て議すると云ふ精神を以て、一貫致したいと思ひます。(拍手)是まで二日を續けて議論を爲したる所の議案は、私の記憶する所に依りますると、未だ無かつた如く思ひます。或場合に於ては時が過ぎて、已むを得ず延期したと云ふ事はありますけれども、併しながら時の有るに拘らず慎重に議したいと云ふ——更に議論を盡したいと云ふ精神を以て二日繼續したるは、三十年に餘りまする議會に於て、始めての例と私は記憶致します。それ故に此事を議するに方つて、唯一時の勝利を制すると云ふ淺慕なる精神を以て議したくないことは、全會一致の御精神であらうと私は思つて居ります。(拍手)是より愚見を述べて諸君に質し

て、さうして諸君も胸襟を開いて、若し御同意であるならば、黨議に拘はらず御賛成あらんことを私は豫め望んで置くのであります。(拍手)斯く要望致しまする以上は、謹んで是より述るのであります。

普通選舉が常議場の問題になりましたから僅かに二年餘三年であります。併しながら此初めて議せらるゝに方つては、社會未だ此問題に格別の感動を起さなかつたのであります。併しながら僅に二年餘の日月を経る間に、社會は非常なる熱度を以て之を議するに至り、更に啓發せられたる所の國民は、熱烈なる同情を以て、此案の通過を望んで居ることは明白であります。(拍手)「ノウノウ」併しながら唯惜むべきは、院内の空氣未だ斯の如く國民に同化せられぬと云ふことは甚だ遺憾であります。(拍手)併しながら初めて此案の、最近に上りました時から致しましては、案に對する所の反對の見解が全く根柢より一變したることは、著しき進歩と謂はなければならぬと私は思ふ。(拍手)今日に於ては、尙政友會諸君は之に反對であります。

併しながら初めの議論は全く一變致しまして、初めに之を議した時に方つては、階級の撤廢は極めて危険であると云ふことで、前總理大臣故原敬君は、解散を斷行してまでも之を拒まうと云ふ熱烈なる反對でありました。(拍手)果して之が危険であるか否や。危険であると云ふことは、案の性質其ものであります。今日は案の性質其ものに付ては危険と論せずして、唯尙ほ早しと云ふ反對に變化したと云ふことは、性質に於て一大變化と云はなければなりません。(拍手)若し案其もの、性質危険であると云ふのであるならば、尙早しと云ふわけには参らぬので、早しとか遅しとか云ふことは、之は時機の問題であつて性質其もの、問題ではないと思ひます。若し案そのものに危険の性質があるならば、依然として矢張り危険の案として之を取扱はねばならぬのに、測らざりき、尙早と變化せられたと云ふことは、正に第一歩、既に諸君が引退をしたと云ふことは、是は明白なる證據ではありませぬか。(拍手)院内既に斯の如く變化した。それより更に數歩を進めて、院外の空氣は全く一

變致して居ります。是は何故であるかと云ひますれば、其主張が合理のものであり、更に時代の要求であるから、斯の如き變化を現はしたのであります。眞理は時を経るに従つて段々と顯著になります、段々と明白になります。それ故に昨日に於て議せられた所のもの、今日に至つては必ず反對の御方も説を聽き論を聽いて、其心理状態は既に改まつて居るであらうと、私は一片の希望を茲に囑する者であります。(拍手)併しながら惜むべし、是までは互に勝を好む所の精神が此間に挾まれて居つたと見えまして、論の根據に觸れて居らないと、私の愚見斯く評せざるを得ぬのであります。要するに、財産を標準とした選舉が宜しいか、人格を基礎とした選舉が宜しいかと云ふことが、制限選舉と普通選舉の岐れ目であります。私は斷然人格を認めたる此時代、人格を確認したる二十世紀に於て、區々たる財産を標準として人を區別しようと思ふ此精神は、極めて不健全なる精神であると斷定を致します。(拍手)是か合理の要求であり、時代の要求であると云ふことに付ては、先以て

社會が複雑になつたと云ふことも其一理由であります。論の引續に依つて、大陸の普通選舉に對する思想と、英吉利の普通選舉に對する思想の事も、林君の言論の中に見られましたから、一言之に及ばうと思ひます。抑々制限選舉と云ふことは、決して東洋で行はれて居る所の、恆の産あれば恆の心ありと云ふやうな、斯様な理論から湧いて出た所のものに非ずして、要するに封建の遺習の致せるものであると斷定するのが、正しき所の批評であると私は考へます。(拍手)封建の時には如何なる場合であつたか。一國の主權者が大地主若くは代表者を呼んで、之に向つて國費の徴収を致したのであります。此場合に於ては、地主を呼ぶより他には租税の出所はなかつた。其後に商工業が發達して、市區が成立ちましたから、又市區の財産ある者を呼んで、租税を徴収したのであります。別に恆の産あれば恆の心ありと云ふ理論から出たものに非ずして、租税の取り易い者を呼んで國政を議したと云ふことが、英吉利の制限選舉の根源でありますれば、其場合に於ては財産を土臺として人

格を認めたるに非ずして、租税取り易きが故に人を呼んだと云ふに過ぎぬのであります。(拍手)英吉利は進化に依つて段々と發達した國でありますから、是が遣り遺つて最近まであつたのであります。是が制限選舉の略歴。大陸に於ては佛蘭西の大革命、人權の確認、人權の宣言に依つて、人は平等であると云ふ觀念から、人には權利あれば必ず義務あり、義務があれば權利を與へなければならぬと云ふ、此思想が、普通選舉の根柢思想であります。それ故に大陸列國は新に起つたる代議政體であつて、其歴史英吉利の如く舊からずと雖も、大陸に於ては早く普通選舉を行ふことになつた。此事は明白なる歴史的事實であります。併しながら英吉利と雖も、眞理に到著するには、如何なる經歷に依つても同じところに當りますから、最近に於て英吉利は普通選舉を斷然行つて少しも怪まぬ。現在に於ては、男子が普通選舉權を有つのみならず、婦人も亦八百萬の多數を得ることになつたのは、此世界大戰の變局の結果であります。是に於て私は林君に研究的の御相談があるのであります。林

君は博士の號を有つて居らるゝ所の教授の御方でありますから、斯の如き事を論じまするのは、少し敬意を失ふかも知れませぬが、林君の述べられた事は、事實の讀違ひがないかと私は思つて居る。(拍手)林君は英吉利にも尙財産の制限があると云はれましたが、何の書に左様な事が出て居りますか。私の狭き見るところに依りますと、左様な事を見出すことが出来ませぬ。却て何人も其書架に飾つてありまするところの政治家年鑑に依りますれば、決して左様な制限はございませぬ。六箇月同じ所に住んで居る者は、年齢に達しますれば男子には選舉權を與へます。其他又、一つのものは何であるか。住はずとも一年の値が、一磅の價格を持つて居る所の者は、住はずとも之に與へると書いてあります。林君は其文字の綴方は或はと書いてありますから、私の讀方が間違つて居るか。林君が間違はれたか。間違つて居ると私は確信して居ります。(拍手)更に其下の文章は何と書いてある。從來は——」

【此時發言する者多し】

議長(奥繁三郎君)「静肅に……………」

島田三郎君(續)「貧民救助費を受けて居る者は、選舉權を與へないとあつたが、此度の改正に於ては、此救助費を受けて居る者も亦權利を與へないと云ふ部分から取除くと書いてあります。之を見ますれば、明かに林君の讀違ひであると、私は多數の中で之を闡明します。英吉利には制限選舉は成立つて居りませぬ。若し私の今論した所が間違つて居るならば御訂正を仰ぐ迄であります。教授であつて而も博士であつて讀違ひは無い筈であります。唯感情に驅られて斯の如き誤りを此席に於て述べられたと、私は思ふのでありますから、之に依つて英吉利は最早普通選舉である、男子ばかりではない、婦人八百萬の者が選舉權を有つことになつたのは、大戦の結果世界變局の結果であると、私は斷定して、日本國民も亦大に考へなければならぬと云ふのが此箇條であります。(拍手)吾々の主張致しまする階級撤廢と云ふのは、原君が曲解したやうな意味ではないのであります。財産に付て申しますると、有産

階級と無産階級との階級を隔つて、人間の平等、國民の平等を破つてはならぬと云ふのが吾々の主張する階級撤廢論であります。決して露國に行はれる不健全なる所の財産平均論と混じてはなりません。人間の價格を財産に依つて定めると云ふ此病的思想を一掃せんが爲に、特に普通選舉を主張するのであります。(拍手)更に少數を以て多數を支配する專制的餘習を洗はんが爲に、普通選舉を主張するのであります。(拍手)現在の人口は概略五千五百萬、世の人は稱して六千萬とも云ひます。此中で丁年の男子が概略千五百萬あります。さうして投票權を有つた者が幾許ありますか。僅に三百萬。之を以て國內を指揮せんとし、之を以て立法者を選ばせんとするものは、少數代表の誤れる結果であつて、要するに財産の奴隸の作つた所の精神に外ならないと、私は考へるのであります。(拍手)此階級では多數であるから、何事も行はれると云ふ信仰を持ちますけれども、此多數を作り出したる元は、斯の如く少數であると云ふことを考へたならば、自ら顧みて此少數の專權を破ることに、何

故に良心が向はぬのでありませうか。世の中の多数は萬事を指揮することが出来る。と云ふが、然らば多数の上に立つて居るか。と云ふと、少数者に選ばれたる者が、制度の結果とは申しながら、多数の権力を擁して、爲して能はざるとなすと云ふ振舞は、甚だ識者の卑しむ所であります。(拍手)立返つて元へ戻ります。要するに財産を對照とするか、或は人物を對照とするか。人間の権利を認めて人格を確認したいと云ふのが、現代の普く行はれて居る健全なる思想であります。然るに財産を土臺として、少数を土臺として、多数を無視して、而も人格を僅の金の標準に依つて無視せんとする事程、世の中に無理なる所の要求は無いと私は思うて居ります。(拍手)前にも申しました通り、大陸の普通選挙は、佛蘭西の人権の宣告から起り、英吉利のは地主若くは財産家の租税を徴収するが爲に起つたのでありますから、根柢が既に異つて居ります。併ながら結果の同一になつたのは、眞理に歸着する所の最も明白なる證據ではありますまいか。(拍手)更に現代の文明の色を見ましたなら

ば、如何でありますか。昔は單純でありました。それ故に租税を徴収することが第一の國務であります。併しながら今日は左様ではない。此租税を如何に使拂ふか。所謂「デストリビューション」分配の上に重きを置かなければならぬと云ふことは、教授たる所の林君などは、最も切に論せらるべき所の經濟上の原則ではありますまいか。議會に於て之を如何に使拂ふべきかと云ふとになりましたら、金を出す出さぬの問題に非ずして、如何に公平に正義に之を使ひ得るか。と云ふことの問題であります。之に至つたならば、金なしと雖能力あり、金なしと雖技藝あり、金なしと雖も活動あり、是等の各種の代表者を出さしめることが最も公平に、最も正義に使拂はしむる所の基礎を立てる原因ではないかと私は思ふのであります。(拍手)更に社會は複雑になりました。現在社會政策を改革の最も大切なるものと見るのが、現代の政治的見解であります。斯くなりましたならば、如何にして下層の人の不利益を除くか、如何にして無財産の人に、教育均等の権利を與へんかと云ふことが、政務の

最も大なる問題であります。之に當つて財産家の代表者のみを議會に送り、議會が果して是等に厚き同情を表しうるか、行渡つたる處の識見を茲に現はし得るかと云へば、遠きものには、同情薄くして、近き者には引れ易いと云ふのは人情の弱點でありますから、現在の日本の政務は斯の如き弊害を受けて居ります。階級制度の立法、階級制度の政治、之は決して萬衆を服するところの政治ではありませぬ。其實を私は申しませう。例へば物價の高きは多數の無財産の人、稼ぐ所の人が惱む。是は世界の趨勢であつて、致し方がないと云ふのは、當局者の何時もの答へであります。併しながら若しも海外の形勢が回復し、戦後の經濟力の結果、廉い品物を日本に賣込まうと云ふやうな形勢があると、不當廉賣を妨げなければならぬと云ふ聲が、直ちに民間にも農商務省の中にも湧くのではありませぬか。是は生産者の味方の政治家の見解であつて、無財産者に同情のあるところの政治の見解でないと思ひます。是等は矢張階級立法、階級政治の弊害と見なければならぬ。生産者に厚

くして消費者に薄い。生産者は少くして、消費者は多數である。それ故に多數虐待の政治、消費者に無情なる政治も、矢張り斯の如き制度の惡結果と私は斷言致します。(拍手)現内閣の成立、直に人の記憶を喚起する所のものは何であります。一千萬圓の恩賜金があつた。此金は如何に使拂はれましたか。多分思召は、財産少くして、義務教育にも費用乏しきを告げる所の普通教育、最も下層な、而も多數なる者の教育費に充てよと云ふことは、申さすとも思召の主に含まれて居ること、私は恐察致します。(拍手)然るに之を現内閣は如何に使拂ひましたか。之を高等の教育、特殊の教育、財産餘り有る者の子弟を入れる教育に全部を使つて、一錢も普通教育を受ける者に支出せぬと云ふことは、富者の友にして貧者の反對者であると云ふ所の現象ではありますまいか。(拍手)行政官斯の如く、議政府も亦之を咎めるの識見無くして、今日に至ると云ふことは、此議政府も亦有産階級の親友にして、無産階級の反對者が多數を占めて居ると云ふことが、斯の如き惡結果を監査する力を

失つて居ると、私は考へるのであります。(拍手)之を以て見ましても、普通選舉は洵に今日の時代の要求であつて、目覺めたる民を服せしむるには、斯くあらねばならぬと私は思つて居ります。更に立戻つて申します。治安警察法を改正して、労働組合に便利を與へんとすれば、先以て他の法律を變へなければならぬ。労働組合の法律を作らんとする發議がありますれば、先づ治安警察法を變へなければならぬと、此に故障が出るのであります。それならば治安警察法を變へる方に力を盡すかと云へば、是も尙早の二字に籠められて居る如き體裁を以て、延期復延期して居るのが、現時の内閣の處理ではありますまいか。是も亦階級立法、階級政治の餘弊と謂はなければなりません。物價調節と云ひ、教育不平均と云ひ、更に労働者の待遇と云ひ、何れも皆斯の如くして、是を満足なる政治が行はれて居ると云ふことは、驚くべき所の盲目なる觀察と私は見るのであります。(拍手)立戻つて更に昨日の——」

(此時木村作次郎君發言す)

議長(奥繁三郎君)「木村君靜に。」

島田三郎君(續)「中西君の誤れる報告を、私は茲に訂正致したいと思ひます。中西君は讀書家ではない。併しながら最近に海外を視察した新知識の所有者であります。洵に忙かしき間に亞米利加の制度を調べられたと見えて、亞米利加には制限選舉が行はれて居ると言はれた。成程一面から見ますれば、制限選舉であります。何所の州に行はれて居ると云ふことを申されませぬが、私は之を舉げて見ますれば、亞米利加合衆國の南部、例へばルイジアナであるとか、ミスシッピであるとか、ミゾリーであるとか、アルカンサスであるとか、是等の諸州には制限選舉が行はれて居ります。併しながら、其制限選舉は、財産を以て制限すると云ふ精神から來た制限選舉に非ずして、人口の分配上餘儀なく現れた所の制限選舉であると云ふことを申しましたらば、亞米利加に財産上の制限選舉なしと結論することが出来る。(拍手)それは何であるか。御承知の通り南北戦争の結果、多くの黒奴を解放致しまし

た。南部は奴隷國であつたのであります。今まで禽獸の如く扱つた所の此黒奴は、リッポルンの義侠の精神が之を救うて、人間の仲間へ入れたのであります。此者は教育もなければ、又財産も無いのであります。又常識も缺けて居る憐れむべき只今の境遇が之を致したのであります。有志の人が之を教育して、普通の人にしたいたいと云ふので骨を折りますが、何しろ是まで扱はれたのが人間以下に扱はれたのでありますから、直ちに同等なる投票權を與ふことは頗る困難であります。されども亞米利加の制度として、人は平等であると云ふ彼の獨立の宣言の精神を持つて居りますから、新に解放せられたる所の奴隷に、黒人なるが故に投票權を與へぬと云ふことは出来ないのでありますから、人に向つて三百弗の財産を持つて居る者としたのも、詰り之を制限するには他に方法政策なくしてやつたのであります。之あることは制限選舉を非難して普通選舉を主張しまする私も、矢張り中門君位は存じて居ります。併しながら此人間が大統領を選ぶときには、矢張り同じ投票を持つて居る所

を見ましたならば、議員が重きか、大統領が重きかと云ひますれば、人は一人でありますけれども、其選舉の烈しきことは、大統領の選舉が議員選舉に優ると云ふことは、諸君の御承知の事であります。それには制限選舉にあらずして、普通選舉を與へた。併しながら州の議員を選ぶに當つては、其信用ある州に於ては、白人を凌ぐ程になつて居りますから、何とも此處置が付かずして、之を制限して居ると云ふことは明白ではありませんか。中西君の耳から御聽になつた智識は、斯く限られて居るのは、甚だ私は遺憾に思ひますから、此事を御話し致すのであります。(拍手)何と仰しやつても事實は事實、眞理は眞理であります。(拍手)斯く考へて見ますれば、行政の弊害とは云へ、立法上の偏頗とは云へ、要するに少數を以て多數を支配する所のものである。財産を重じて人民を輕蔑するところの、此不健全なる思想が、我國を支配して居るのは、國の進歩の爲め實に非常なる防害である。(拍手)斯の如くにして衆議院が目覺めましたならば、之を穩和に解決するか、それとも力に依つ

て解決せられるかと云ふ時期に、必ず到着せねばならぬと私は思ふて居る。(拍手)
 私は力を否認する者である。何所迄も立憲的でなければならぬと思ふ。それ故に選挙権の方法に依つて穩かに我國を進歩せしめ、平和に我國を解決せんとするには、此平和なる思想を以て、財産階級の撤廢を主張するのは此精神に外ならぬのであります。(拍手)更に鳩山君の言論に付て私は非難しなければならぬと思ふ。此事に付きましては、一國內の事であつて、外國には何等關係が無い、此事は國の信用にも何にも關係ないと云はれましたが、大に關係がある。實例を御話して鳩山君の蒙を開きたいと思ふ。此世界大戰の酣なる頃、諸州皆兵の乏しきを憂ひました。英吉利亦平素大陸軍を持たざる國でありましたから、各植民地は争つて徴兵制度を布いて人を徴したのであります。英領加奈陀コロンビヤ州では、若し此際大英國の大切なる時期であるから、徴兵の召に應じて戰場へ出陣した者は、人種の何たるを問はず、之に國民權を與へ、投票權を附與する。斯の如き觸を出したのは、英國の加奈

陀コロンビヤ州であります。我日本國民にして、彼の州に居るものは相當に多いのでありますから、其多年得んとして得べからざる所の權利を得る好機會なりとして、召に應じて百五十人程出陣致しました。戰場で働いた。洵に同情すべきは五十人程戦死致しました。残れる所の百人は元の州に戻つて、次の議會には是非とも選挙法の改正を行つて、我等に權利を與へて呉れる、州廳が既に此命令を發した以上は異存あるまい——洵に其通りで豫約の如く原案を出しました。コロンビヤ州から原案を出すことになつた。然るに圖らざりき、民間に反對論が起つた。其反對論には二三の要點がありますが、其一箇條は何であるか。此處に來て居つて出稼をして居る所の移民は、日本の本國に於て投票權なきものである。財産なければ投票權なしと云ふのが日本の選挙法である。斯く云はれたので段々と反對者が多くなつて、殆ど原案を出しても通過の見込が無い程反對論が強くなつた。此處で日本人の側から一度原案を出して否決せらるゝは、折角の政廳の豫約が壊れるのであるから、暫く

此議案を延期して呉れろと云ふとを申込んで、遂に延期の下に之を取消したと云ふことは確報で、載せて東京日日新聞の加奈陀報告にありますから、御覽になりたくば私は之を指示したいと思ひます。氣の毒にも本國では財産なければ危険分子に算へられて、他國に到つては財産無きを以て唯戦場に出たばかりで、権利を與へられない危険分子に算へられると云ふのは、本國に缺點あるが爲である。斯う考へても、尙國威に關係無しと申しますか。日本は海外に發展することは至急の要件であるに拘らず、得べき権利を斯の如き缺點に依つて拒まれ、口實にせらるゝと云ふ。之に對して本國の國民は、何故に之に同情することが出来ないものでありませうか。之に反對するのは實に慘酷なる、無情なる處置であると私は思ふのであります。(拍手)更に鳩山君に申します。是ばかりではない。昨年暮に至つて、倫敦タイムズ社長ノースクリフ卿が我國へ參つたことは、萬人の知る所であります。御承知の通り有力なる新聞の社長と云ふばかりではない、政界の逸物と云はれて居る所

のノースクリフ卿は、遠慮なき性質でありますから、大阪毎日新聞の記者に語つて、日本は怖い國である。日本は何時戦争を始めると云ふたところが、之を止める所の機關が甚だ薄弱である。内閣の外に軍機を握る所の軍閥あり。議會も斯の如き事を止むる権利が薄弱に見える。然らば他國に於ては憲法、法律に於て、何人が戦を開くところの権利を有つて居るか、何人か是を扱ふに拘らず、國民の聲と云ふものが土臺となつて、開戦熱が本當に沸かなければいかぬと思つて居る。日本は是と反對に、少數の人が之を決し得て、多數の人は之に與らぬと云ふのでは、日本はいつ何時其兵力を動かすか知れぬと、外國人をして、恐れを懐かしむるところのものは此制度の結果である。斯様に申した。そこで我國の體面並に利害を代表する所の新聞記者でありますから、直ちに答へて、それは過去の制度である。過去の體裁である。今日に至つては國論頗る振ふて、外に居る所の力が矢張り後ろに立たなければ、左様な大事を決することは出来ないまでに進んで居るから、外國の人の恐れる

やうなことは無いと答へた。いや、言ふを休めよ。其國論の反響する機關は議會ではないか、其議會を支配する者は、僅かに三百萬人の選舉人ではないか(拍手)と云つたと云ふことは、是亦大阪朝日新聞に明記せられてあるもので、斯の如き事が假令へ誤解であらうが、其人の所論が當るか當らぬかは別問題である。併しながら斯の如き思想を海外諸國の人に懐かしむるのは何であるか。制限選舉の惡制度の結果であると私は斷言致します。(拍手)是でも鳩山君は國威に關係なく、國信に關係ないと云ふか。更に元に戻つて、何故に諸君は原前總理の故意を奉じて、吾々の唱へる所を危険なりと斷言するだけの勇氣が無いのであるか。(拍手)尙早しと云ふのは、主義に同意であると云ふ意味である。尙早いか、尙遅いかは、又別に論じなければならぬが、併しながら性質として危険ならずと云ふことでありながら、之を口實として前の議會を解散したと云ふことは、暴舉に非らずして何ぞや。(拍手)尙早いと云ふ問題で以て、而かも多數が可決するに非ずして、否決すると云ふ事が明白

に分つて居るのに、危険なるが爲に解散したと云ふのであるから、依然として制度選舉を危険性を帯びてはならぬと云ふことが、諸君の結論でなければならぬ。今日に至つて御同意であると云ふのは、最早此合理の要求に向つて、反對する所の刃を解かれたと私は斷言を致さなければならぬ。(拍手)危険は依然として危険であらう。吾々は危険と見ない。安全辯と見る。諸君は危険と見て居る。危険に尙早しと云ふ言葉を附加へるのは、危険を何れの時か行ふことを自白して居られるに至つては、(拍手)其世の中を欺くところの議論に力の無きことを、私は茲に多數の前に證明を致します。(拍手)更に實地に付て論じて見ませう。十二年前に多數の御方が署名して、普通選舉は時代の要求である。今の少數選舉の議會は、民選議院の假面を被つたる所の眞の議會ではない、偽りの議會であるとまで切論せられたる御方が、是は黨議ではないと云ふことを以て林君は御遁れになつたが、私は是を追窮しなければならぬ。其當時賛成者の總數は百六十六名であつて、政友會に席を置かれ

る御方は九十三名あつたのであります。(拍手)今日も尙ほ其署名の御方が残つて居ります。其名前を挙げます。(拍手)幹部に居られる御方で川原茂輔君を數へなければならぬ。(拍手)此御方が此壇上に立つて、十二年後に尙早しと云ふのは、數の觀念のある御方であるかと云ふことを疑はなければならぬ。(拍手)年限は經つだけ段々に嵩んで來るものであつて、減ずるものではないのである。」

【拍手「川原どうだ」と呼び其他發言者多し】

議長(奥繁三郎君)「靜肅に……………」

島田三郎君(續)「人の齡とは全く反對で、年期は經てば經つだけ多くなるのであります。十二年以前に機熟して居るものが、十二年後に尙早しと云ふのは、如何なる算法を以て、斯の如き數へ方を爲さつたのでせうか。(拍手)而かも其御方が自ら此壇上に立つて辯せられたと云ふのでありますから、私は御氣の毒ではあるが、川原君の演説は謹聽するだけの勇氣がなかつたのであります。(拍手)それ故に、駁す

るだけの材料も其中から得なかつたのであります。敬意を表して、中西君、林君、鳩山君には辯駁を與へたが、川原君には辯駁を與へるだけの謹聽の値が無かつたと私は考へて居るのであります。(拍手)更に申上げます。年代進めば、社會は進むか、退くかと云ふことであります。年代が進んで社會が退くと云ふことは、是は衰亡の國であります。我日本帝國は衰亡の國ではありませぬ。興隆の運命を持つて居る帝國と云ふ自信を私は持つて居ります。然るに十二年以前には最早準備ありとして主張した所のもの、國民既に選舉權を與へて足れりとした所のものを、十二年以後になつてはまだ早いと云ふのは、國民が段々衰へて行くと云ふ算定でなければ、斯様な算定は出ないのであります。果して左様でありますか。(拍手)斯く論じて見ますと、是まで千言萬語を費された所の事は、悉く自信の説に非ずして、徒らに言語を弄せられた所の口先の辯論であると私は思ふのであります。(拍手)一々之を駁するだけの勇氣も持たないのであります。唯之を出すには準備を要すると仰し

やつたことは、鳩山君竝に其他の御方が同じ口氣を放たれたから、之を一括して準備に付て一言を爲して、私の演説を終らうと思ひます。準備とは、民間の準備と政府の準備と二様に分れて居る。國會を開設するに當つては、政府の準備として伊藤公は海外へ赴かれて、選舉法を取調べられた。それ故に二たび之を議すると云ふことは輕卒である——宜しい、斯く御考へになるならば、之を委員會に移して審議すると云ふことも、亦準備の一つではありませぬか。(拍手)之に付ては更に大切なる法律であるから、取調委員會を設けて、之を調査すると云ふことも亦尙早の論者から出なければならぬ。憲法附屬の法律なり、大切なる法律なりと云ひながら、之を一舉に斯の如き詭辯の裡に、紛雜の裡に葬らんとするに至つては、國家を念ふの精神何處にありや。(拍手)無産階級の敵、無産階級に同情せざるは勿論であるが、海外に在る所の移民にまで迷惑を與へて、尙ほ顧みずして、斯の如くなして居ると云ふことは、長く斯の如き形を維持する能はずして、吾々の言を容れざれば、必ず

力に依て實行せられるやうな恐るべき時代も免れざらんとすることを、痛覺の餘り(拍手)言葉を盡して、諸君の正しきに復らんことを切に望むのであります。(拍手)

島田三郎先生議會演說表

第 壹 回

(明治二十三年十一月開會)

發言度數 拾八回

- 一 副議長の投票を辭す……………(十一月二十五日)
- 二 決選投票に關して……………(十一月二十五日)
- 三 議決に關して……………(十一月二十五日)
- 四 奉答事件に就き議長の處置を望む……………(十一月二十九日)
- 五 起草員の草定せる規則書に就きて……………(十二月一日)
- 六 司法大臣の通牒に對し委員を設くるの動議……………(十二月九日)
- 七 同動議に就きての質問に答ふ……………(十二月九日)

二

八 商法施行延期説に關して……………(十二月十六日)

九 豫算委員長の報告に對する質問……………(十二月十六日)

一〇 豫算委員辭職に關して……………(十二月二十日)

一一 豫算委員會に就きて……………十二月二十日)

一二 版權法案……………(十二月二十三日)

一三 豫算全院委員會の旨趣……………(二十四年一月十八日)

一四 西君動議に反對す……………(一月十三日)

一五 諸學校經費に就きて委員報告の權限を論ず……………(二月十九日)

一六 度量衡法、戶籍法及刑法改正案……………(二月二十三日)

一七 豫算特別委員の報告に反對す……………(三月二日)

一八 特別地價修正案……………(三月四日)

第 貳 回 (明治二十四年十二月開會)

發言度數 五回

一 豫算案議事時間延長の動議……………(十二月十八日)

二 海軍大臣の演説に對して……………(十二月二十二日)

三 私設鐵道買収法案……………(十二月二十三日)

四 豫算修正案……………(十二月二十三日)

五 官林拂下に關して……………(十二月二十四日)

第 參 回 (明治二十五年五月開會)

發言度數 七回

一 選舉干渉に關する上奏案……………(五月十三日)

- 二 停會に關する質問書提出……………(五月二十五日)
- 三 繼續費協贊權に關する尾崎君の動議……………(五月二十九日)
- 四 議事日程變更に關する發言……………(六月三日)
- 五 府縣制第二十七條修正法律案……………(六月五日)
- 六 本案提出の旨趣……………(六月八日)
- 七 民法商法施行延期法律案……………(六月十一日)

第四回

(明治二十五年十二月開會)

發言度數 十六回

- 一 内閣諸大臣の出席要求……………(十二月五日)
- 二 議事日程變更の動議……………(十二月七日)
- 三 政府の覆牒に對する緊急動議……………(十二月八日)

- 四 外國工藝視察員派遣建議案……………(十二月二十二日)
- 五 質問に對する答辯……………(十二月二十二日)
- 六 河野廣中君の決議案に贊成……………(一月十六日)
- 七 同上……………(一月十七日)
- 八 質問に對する説明……………(一月十七日)
- 九 決議案提出の旨趣……………(二月十三日)
- 一〇 質問に對する説明答辯……………(二月十三日)
- 一一 本案の議決を第五議會まで延期動議……………(二月二十一日)
- 一二 鐵道敷設法中改正法律案……………(二月二十一日)
- 一三 本案二讀會を開くべきの旨趣……………(二月二十二日)
- 一四 本家中修正……………(二月二十二日)
- 一五 本案贊成……………(二月二十三日)

一六 質問に對する答辯……………(二月二十三日)

六

第五回 (明治二十六年十一月開會)

發言 なし

第六回 (明治二十七年五月開會)

發言度數 二回

一 解散に關する上奏案の修正案に贊成

二 同案中質問に對する答辯

第七回 (明治二十七年十月開會)

發言度數 一回

一 副議長としての挨拶

日清戰爭勃發の爲め、廣島市に開かれたる臨時議會である。此の議會に於て、先生は副議長に當選され、其の挨拶ありしのみで有つた。

第八回 (明治二十七年十二月開會)

發言 なし

第九回 (明治二十八年十二月開會)

發言 なし

第十回 (明治二十九年十二月開會)

發言度數 一回

七

一 重要輸出品同業組合法案

第拾壹回

(明治三十年十二月開會)

發言 なし

第拾貳回

(明治三十一年五月開會)

發言度數 二回

一 上奏案

(五月三十日)

二 衆議院議員選舉法改正案

(六月三日)

第拾參回

(明治三十一年十一月開會)

發言度數 十四回

一 豫算案

(十二月二十四日)

二 醫師會法案

(三十二年一月二十一日)

三 營業税法中改正法律案

(一月二十五日)

四 同上案委員會報告

(二月六日)

五 日本銀行納付金に関する法律案

(二月八日)

六 議場整理の件

(二月九日)

七 醬油税則中改正法律案

(二月九日)

八 關稅定率法中改正法律案

(二月十日)

九 日本銀行納付金に関する法律案の採決に就て

(二月十七日)

一〇 豫算追加案

(二月二十一日)

一一 營業税法中改正法律案委員會報告

(三月三日)

一二 監獄教誨師に関する建議案

(三月四日)

- 一三 議院法中改正法律案……………(三月六日)
- 一四 豫算外國庫の負擔となるべき契約の件……………(三月七日)

第拾四回

(明治三十二年十一月開會)

發言度數 七回

- 一 尾崎行雄君の言辭を取消さしむる決議案……………(十二月十五日)
- 二 高等商業學校設置に關する建議案……………(三十三年一月十八日)
- 三 學制改革調査會設置に關する建議案……………(一月二十六日)
- 四 衆議院議員選舉法改正法律案……………(一月二十九日)
- 五 議員瀆職に關する法律案……………(二月八日)
- 六 地方自治に關する質問……………(一月十五日)
- 七 提出議案撤回に就て……………(二月十七日)

第拾五回

(明治三十三年十二月開會)

發言度數 四回

- 一 豫算案……………(三十四年二月八日)
- 二 足尾銅山鑛毒の件に關する質問……………(三月十五日)
- 三 決議案……………(三月二十日)
- 四 地方行政紊亂に關する質問……………(三月二十一日)

第拾六回

(明治三十四年十二月開會)

發言度數 十一回

- 一 菅原善右衛門君の演說に對する辯明……………(十二月二十日)
- 二 豫算案撤回に關する質問……………(十二月二十七日)

- 三 清國事件償金特別會計法案撤回の質問……………(十二月二十七日)
- 四 豫算案……………(十二月二十九日)
- 五 市町村會議員及市參事會員に關する法律案……………(三十一年)
- 六 關稅定率法附屬輸入稅法中改正法律案……………(二月九日)
- 七 豫算追加案……………(二月二十一日)
- 八 明治三十三年法律第七十三號改正案……………(二月二十八日)
- 九 骨牌稅法案……………(三月四日)
- 一〇 會計檢査院に關する質問……………(三月五日)
- 一一 豫定鐵道線路中私設鐵道會社に敷設許可法律案……………(三月五日)

第拾七回 (明治三十五年十二月開會)

發言 なし

第拾八回 (明治三十六年五月開會)

發言度數 四回

- 一 足尾銅山鑛毒に關する質問……………(五月二十九日)
- 二 豫算案……………(五月三十一日)
- 三 水利組合條例中改正法律案……………(六月一日)
- 四 高野孟矩資格審査に付ての件……………(六月五日)

第拾九回 (明治三十六年十二月開會)

發言 なし

第貳拾回 (明治三十七年三月開會)

發言 なし

一四

第貳拾壹回

(明治三十七年十一月開會)

發言度數 六回

- 一 臨時事件費支辨に關する法律案……………(十二月四日)
- 二 非常特別稅法中改正法律案……………(十二月十八日)
- 三 商業會議所法中改正法律案……………(十二月二十一日)
- 四 總豫算追加案……………(十二月二十五日)
- 五 戰時補助船舶獎勵に關する法律案……………(三十一年二月二十六日)
- 六 郡制廢止法律案……………(二月二十六日)

第貳拾貳回

(明治三十八年十二月開會)

發言度數 七回

- 一 國際整理基金特別會計法案……………(三十九年三月九日)
- 二 非常特別稅法中改正法律案……………(二月九日)
- 三 明治三十九年度豫算案……………(二月十一日)
- 四 警視廳廢止に關する建議案……………(二月二十三日)
- 五 輸出羽二重精練業法案……………(三月十一日)
- 六 鐵道國有法案……………(三月十七日)
- 七 癩豫防法案……………(三月二十七日)

第貳拾參回

(明治三十九年十二月開會)

發言度數 八回

- 一 豫算案……………(四十年二月十三日)

一五

- 二 郡制廢止法律案……………(三月三日)
- 三 衆議院議員選舉法中改正法律案……………(三月十日)
- 四 郡役所廢止に關する建議案……………(三月十三日)
- 五 鹽專賣法廢止法律案……………(三月二十日)
- 六 谷中村狂法破壞に關する質問……………(三月二十二日)
- 七 委員退席許可の要求……………(三月二十二日)
- A 米國ゼームスタウン博覽會に關する建議案……………(三月二十四日)

第貳拾四回

(明治四十年十二月開會)

發言度數 十回

- 一 豫算案配付に就て督促の件……………(十二月二十八日)
- 二 決議案……………(四月二十一年一月二十四日)

- 三 總豫算案……………(二月十四日)
- 四 非常特別稅法中改正法律案……………(二月十六日)
- 五 政府議案撤回に就ての件……………(三月十一日)
- 六 鐵道買收に關する法律案……………(三月十一日)
- 七 監獄法案……………(三月十三日)
- 八 鹽專賣法廢止法律案……………(三月十三日)
- 九 議場整理の件……………(三月十八日)
- 一〇 東洋拓殖株式會社法案……………(三月二十五日)

第貳拾五回

(明治四十一年十二月開會)

發言度數 十一回

- 一 國債の利子所得稅免除に關して……………(四十二年一月二十二日)

- 一 造船獎勵法中改正法律案……………(二月三日)
- 二 遠洋航海補助法案……………(二月三日)
- 三 非常特別稅法中改正法律案……………(二月七日)
- 四 豫算案……………(二月十四日)
- 五 議長の宣告に對して……………(二月十四日)
- 六 日露戰役個人救濟に關する建議案……………(二月二十六日)
- 七 總理大臣列車中に發言を求む……………(三月五日)
- 八 議院の體面に關する緊急動議……………(三月五日)
- 九 國民の權利及議會の體面に關する質問……………(三月七日)
- 一〇 議場整理の件……………(三月十日)

第貳拾六回

(明治四十二年十二月開會)

發言度數 三回

- 一 政府提出議案撤回に就て……………(四月十三日)
- 二 總豫算案……………(二月十三日)
- 三 鹽專賣廢止法律案……………(二月十三日)

第貳拾七回

(明治四十三年十二月開會)

發言度數 三回

- 一 豫算案……………(四月十四日)
- 二 織物消費稅法廢止法律案……………(二月十九日)
- 三 決議案……………(三月二十二日)

第貳拾八回

(明治四十四年十二月開會)

發言 なし

第貳拾九回

(大正元年八月開會)

發言 なし

第參拾回

(大正元年十二月開會)

發言 一回

一 政府方針並に文部大臣の措置質問……………(大正二年二月二十八日)

第參拾壹回

(大正二年十二月開會)

發言度數 六回

一 海軍シーメンス事件に関する件……………(大正三年一月三十日)

二 同上……………(同上) 上

三 決議案……………(二月十一日)

四 海軍シーメンス事件に関する件……………(二月十八日)

五 同上……………(二月二十二日)

六 自治權蹂躪に関する質問……………(三月十四日)

第參拾貳回

(大正三年五月開會)

發言 なし

第參拾參回

(大正三年六月開會)

發言 一回

一 大正三年度總豫算追加案……………(六月二十七日)

第參拾四回 (大正三年八月開會)

發言度數 一回

- 一 大正三年度總豫算追加案……………(九月八日)

第參拾五回 (大正三年十二月開會)

發言 なし

第參拾六回 (大正四年五月開會)

五月十七日議長に當選

第參拾七回 (大正四年十二月開會)

議長としての外發言なし

第參拾八回 (大正五年十二月開會)

議長としての外發言なし

第參拾九回 (大正六年六月開會)

發言度數 二回

- 一 寺内加藤本野三大臣に質問……………(六月二十七日)
- 二 決議案……………(七月一日)

第四拾回 (大正七年六月開會)

發言 なし

第四拾壹回 (大正七年十二月開會)

發言 なし

第四拾貳回 (大正八年十二月開會)

發言度數 一回

- 一 衆議院議員選舉法改正法律案……………(大正九年二月十五日)

第四拾參回 (大正九年六月開會)

發言度數 五回

- 一 國務大臣の演說に對する質問……………(七月四日)
- 二 佐々木安五郎君の質問に對する答辯……………(七月六日)

- 三 佐々木安五郎君の審査委員設置に贊成……………(七月六日)

- 四 國務大臣の瀆職嫌疑に對する質問……………(七月二十七日)

- 五 決議案(島田三郎君引責處決の件)……………(七月二十八日)

第四拾四回 (大正九年十二月開會)

發言 なし

第四拾五回 (大正十年十二月開會)

發言度數 一回

- 一 衆議院議員選舉法中改正法律案……………(大正十一年二月二十六日)

第四拾六回 (大正十一年十二月開會)

發言 なし

發言合計 百五十八回

大正十三年六月十四日印刷
大正十三年六月七日發行

島田三郎全集

第一卷

版權所有

定價四圓



編纂者 吉野作造

發行者 福永文之助
東京市京橋區尾張町二丁目十五番地

印刷者 渡邊爲藏
東京市京橋區日吉町

發行所 島田三郎全集刊行會
東京市京橋區尾張町二丁目十五番地

東京市京橋區尾張町二丁目十五番地

發賣所

警醒社書店

振替東京五五三番

527
28

終